

相生市障害者福祉長期計画

第3次 相生市障害者基本計画

第5期 相生市障害福祉計画

第1期 相生市障害児福祉計画

(案)

平成 30（2018）年 3 月

相 生 市

目 次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	5
(1) 障害者自立支援協議会での審議	5
(2) アンケート調査の実施	5
(3) ヒアリング調査の実施	5
(4) 前計画の評価及び検証	5
(5) パブリックコメントの実施	5
5 計画の進行管理	6
6 計画の推進体制	7
(1) 関係機関との連携	7
(2) 制度の普及啓発等	7
(3) 人づくり及び資質の向上	7
第2章 相生市の現状	8
1 相生市の人口推移	8
2 障害のある人の状況	9
(1) 手帳所持者数の推移	9
(2) 身体障害のある人の推移	10
(3) 知的障害のある人の推移	12
(4) 精神障害のある人の推移	13
(5) 難病患者の推移	14
3 アンケート調査の実施概要	15
(1) 調査について	15
(2) アンケート結果の概要	16
4 事業所等ヒアリング調査の実施概要	34
(1) 調査について	34
(2) 主な意見	34
5 アンケート及びヒアリング結果からの課題と考察	37

第2部 第3次相生市障害者基本計画

第1章 計画の基本方針	40
1 基本理念	40
2 基本目標	41
3 計画推進のために配慮する視点	45
4 計画の施策体系	46
第2章 施策の展開	48
1 誰もが尊重される地域社会づくり	48
(1) 差別のない社会づくり	48
(2) 権利擁護の推進	49

(3) 障害に対する理解促進	50
(4) 社会参加の推進	51
2 健やかに自分らしく暮らせる環境づくり	52
(1) 保健・医療体制等の充実	52
(2) 医療費等の負担軽減	55
3 自立した生活を送るための基盤づくり	56
(1) 福祉サービス等の充実	56
(2) 経済的支援の充実	58
(3) 就労支援の充実	60
(4) ボランティア活動の充実	61
(5) 相談体制の充実	63
(6) 情報提供の充実	65
4 安全安心に暮らせるまちづくり	67
(1) 福祉のまちづくりの推進	67
(2) 移動手段の整備	68
(3) 災害時支援体制の整備	69
5 障害のある児童への支援体制づくり	70
(1) 療育の充実	70
(2) 教育の充実	71
(3) 相談・指導の充実	73

第3部 第5期相生市障害福祉計画及び第1期相生市障害児福祉計画

第1章 第5期相生市障害福祉計画	74
1 成果目標及び取組目標の実現について	74
(1) 成果目標及び取組目標	74
2 障害福祉サービスの実績及び見込量	77
(1) 障害福祉サービス	77
3 地域生活支援事業の実績及び見込量	83
(1) 必須事業	83
(2) 任意事業	88
第2章 第1期相生市障害児福祉計画	89
1 成果目標の実現について	89
(1) 成果目標	89
2 障害児通所支援等の実績及び見込量	92
(1) 障害児通所支援等	92

資料編 後日添付

< 第 1 部 >

総 論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国では、国際連合の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准に向け、「障害者基本法」の改正、虐待の禁止や予防を内容とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行、障害者基本法の趣旨を踏まえた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行等、国内法の整備や施策等の見直しが行われてきました。

さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行等、障害者の権利擁護等を目的とする一連の国内法が整備されてきました。

また、平成28（2016）年6月には、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正（平成30（2018）年4月施行）され、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化に対応するためのサービス等の提供体制を計画的に確保するため、障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

本市では、平成24（2012）年3月に「相生市第2次障害者基本計画及び相生市第3期障害福祉計画」を、平成27（2015）年3月に「相生市第4期障害福祉計画」を策定し、「すべての人が自分らしく、心豊かに、安心して暮らせる地域社会へ」を基本理念として、障害者施策の総合的な推進を図ってきました。

本計画は、「相生市第2次障害者基本計画」及び「相生市第4期障害福祉計画」の計画期間が終了となることから、前計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や県の指針及び近年行われた障害者制度改革を踏まえ、新たに「第3次障害者基本計画」、「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」を策定するものです。

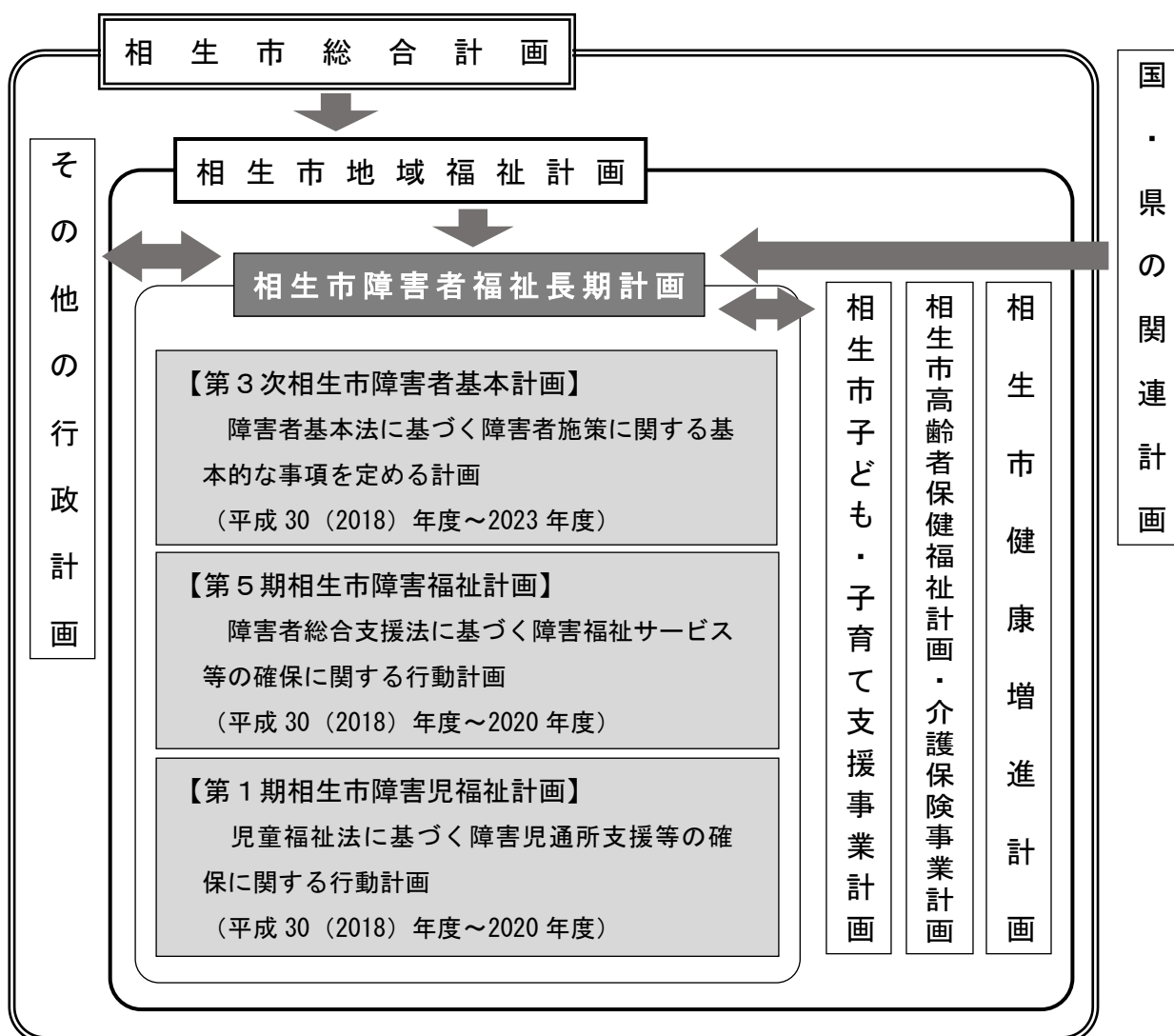
【障害者制度の動向】

「障害者基本法」の改正（平成23（2011）年8月施行）
● 推進会議の第二次意見に基づき改正案を策定 ● 差別の禁止、教育・選挙における配慮等を規定
「障害者虐待防止法」の改正（平成23（2011）年6月成立、平成24（2012）年10月施行）
● 障害者虐待の早期発見の努力義務を規定 ● 障害者虐待を発見した者に速やかな通報を義務付け
「障害者総合支援法」の制定（平成24（2012）年6月成立、平成25（2013）年4月施行）
● 障害者自立支援法を障害者総合支援法とするとともに、障害者の定義に難病等を追加 ● ケアホームのグループホームへの一元化などを実施
「障害者差別解消法」の制定（平成25（2013）年6月成立、平成28（2016）年4月施行）
● 地方自治体等における差別的取扱いの禁止 ● 地方自治体等における合意的配慮の不提供の禁止（民間事業者は努力義務） ● 差別解消に向けた取組に関する要領を策定
「障害者権利条約」の批准（平成26（2014）年1月）
● 障害者基本法改正、差別解消法制定等の国内法制度の整備を推進
「難病医療法」の制定（平成26（2014）年5月成立、平成27（2015）年1月施行）
● 難病の患者に対する医療費助成を法定化し、その対象を拡大 ● 相談、福祉サービス、就労、社会参加への支援を充実
「障害者雇用促進法」の改正（平成25（2013）年6月成立、平成28（2016）年4月施行）
● 雇用の分野における障害を理由とする差別的な取扱いを禁止 ● 法定雇用率算定に精神障害者を追加（平成30（2018）年4月1日から適用）
「成年後見制度利用促進法」の制定（平成28（2016）年5月施行）
● 成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進
「発達障害者支援法」の改正（平成28（2016）年5月成立、平成28（2016）年8月施行）
● 障害の定義と発達障害への理解の促進 ● 発達障害者支援地域協議会の設置
「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28（2016）年6月閣議決定）
● 障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援 ● 地域共生社会の実現
「障害者総合支援法及び児童福祉法」の改正（平成30（2018）年4月施行）
● 自立生活援助の創設・就労定着支援の創設 ● 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ● 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定） ● 医療的ケアを要する障害児に対する支援

2 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく障害者計画及び障害者総合支援法第88条に基づく障害福祉計画並びに児童福祉法第33条の20に基づく障害児福祉計画を一体的な計画として策定するものです。

計画策定にあたっては、「相生市総合計画」及び「相生市地域福祉計画」を上位計画とし、「相生市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「相生市子ども・子育て支援事業計画」、「相生市健康増進計画」等の保健福祉分野における計画や教育・雇用・人権・まちづくり等、関連分野における計画との連携を図りながら推進します。



3 計画の期間

「第3次相生市障害者基本計画」は、平成30（2018）年度からの6か年計画であり、障害のある人を取り巻く社会環境に多大な影響を与える社会情勢の変化や法令・制度の変更が生じた場合は、適時、必要な見直しを行います。

「第5期相生市障害福祉計画及び第1期相生市障害児福祉計画」は、平成30（2018）年度からの3か年計画であり、2020年度末を見据えた数値目標を設定し、その目標達成に向けた計画とします。

名 称		H29(2017) 年 度	H30(2018) 年 度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
障害者福祉長期計画	障害者基本計画	第2次	第3次					
	障害福祉計画	第4期	第5期			第6期		
	障害児福祉計画		第1期			第2期		

4 計画の策定体制

(1) 障害者自立支援協議会での審議

計画策定にあたっては、障害者団体の代表者、福祉団体の代表者、福祉・医療関係者、学識経験者、行政関係職員等で構成される「障害者自立支援協議会」において、計画内容等について検討しました。

(2) アンケート調査の実施

障害のある人(1,500人)及び18歳以上の障害者手帳を所持していない市民(500人)に対し、福祉サービス及び障害に関する認知度、地域との関わり方等を把握し、本計画策定の基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施しました。

(3) ヒアリング調査の実施

障害福祉等に関わる活動団体、福祉サービスの提供事業所等、各団体の現状・課題及び意向を把握し、障害福祉のニーズや課題を整理することを目的にヒアリング調査を実施しました。

(4) 前計画の評価及び検証

本計画の各施策・事業に関わる事項については、庁内の担当所管部署に「評価・検証シート」を配布し、施策の現状や進捗状況等についての評価・検証を実施しました。

(5) パブリックコメントの実施

計画策定にあたっては、ホームページにおいて計画案を公表し、市民の考えや意見を聞くパブリックコメント(平成30(2018)年1月29日から2月16日)を実施しました。

5 計画の進行管理

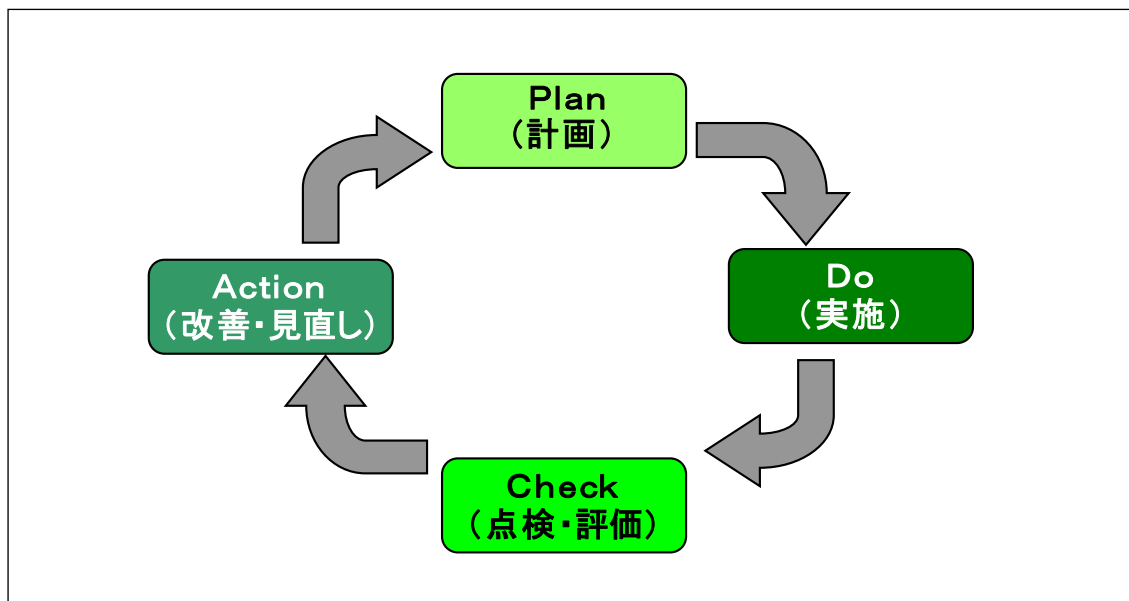
計画の推進にあたっては、計画に即した施策の展開が円滑に行われるよう、各年度における事業の推進状況を把握し、事業の評価や新たな課題への対応を図っていくことが重要です。

計画の目標達成のため、計画の策定後は施策の進捗状況等を取りまとめ、「障害者自立支援協議会」において、関係者の幅広い立場からの意見を聴き、計画の全体的な実施状況の点検・評価を行います。

また、計画期間中に社会情勢等の変化や、新たな国・県の施策、事業の変更等、本市の障害福祉行政に大きな影響を及ぼす動きも予測されるため、計画期間中においても、必要に応じて計画内容の見直しを行い、計画の効果的な推進を図ります。

なお、障害者総合支援法等においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画変更、その他必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

■ PDCAサイクル図



※「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善、業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

6 計画の推進体制

(1) 関係機関との連携

障害者施策は、福祉・保健・教育・労働等の行政分野のみならず、地域、企業、関係団体、サービス事業所等、多岐に及んでいることから、「障害者自立支援協議会」の中で、関係機関との連携を図るとともに、幅広い意見交換を行い、各分野のサービスの実施状況や進行状況を共有します。

また、庁内においては横断的な連携を行い、各分野の進捗状況を把握するとともに、全庁的な取組みとして推進します。

(2) 制度の普及啓発等

障害者総合支援法の目的である「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を実現するためには、地域の理解と協力が必要不可欠であるため、市民に対する障害への理解促進及び普及啓発に努めます。

また、相談支援、障害福祉サービス、地域生活支援事業等に関する情報については、「広報あいおい」や「障害者福祉制度の手引き」、各種パンフレット、ホームページ等により適切な情報提供に努めます。

(3) 人づくり及び資質の向上

障害福祉サービスに係る人材の育成については、サービス提供に係る専門職員の養成や、障害福祉サービスに係る人材の質・量ともに確保することが重要です。

障害のある人の地域での多種多様な生活を支えるための人づくりは、一朝一夕に達成されるものではありません。法令に基づいた人員配置及び適正なサービス提供体制を確保するとともに、障害者自立支援協議会を核としたネットワークの活用等、障害のある人の生活を支えるために必要な技術や価値観を共有する場の確保に努めます。

相談支援専門員の孤立を防ぐため、相談支援専門員の連絡会を組織するとともに、県主催の研修等への参加を促し、資質向上の機会の提供に努めます。

また、障害のある人に関わるボランティア等、地域を構成する人との関わりを活かすことにより、身近な場での交流を深めます。

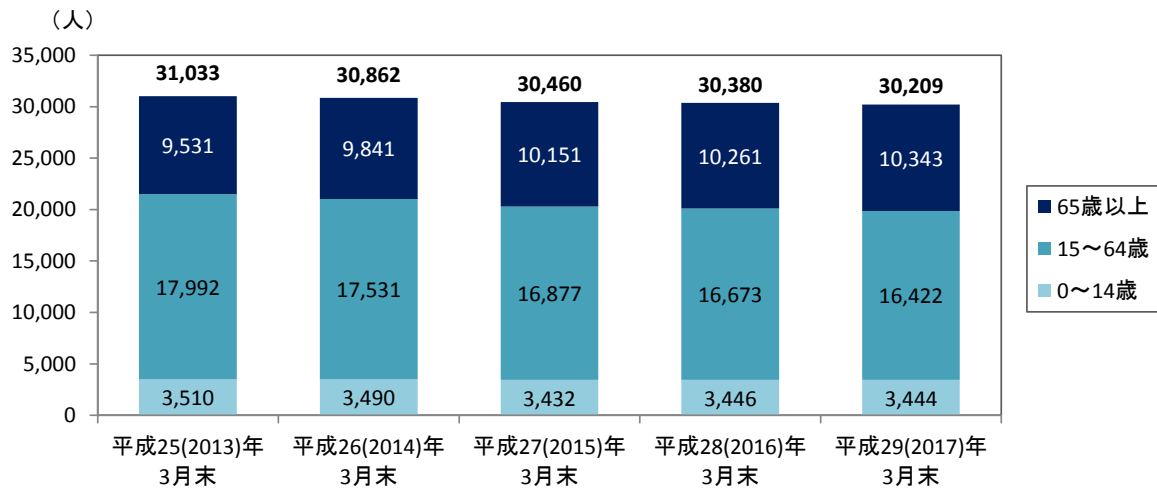
第2章 相生市の現状

1 相生市の人口推移

相生市の近年の人口は、減少傾向で推移しており、平成29（2017）年3月末時点で30,209人となっています。

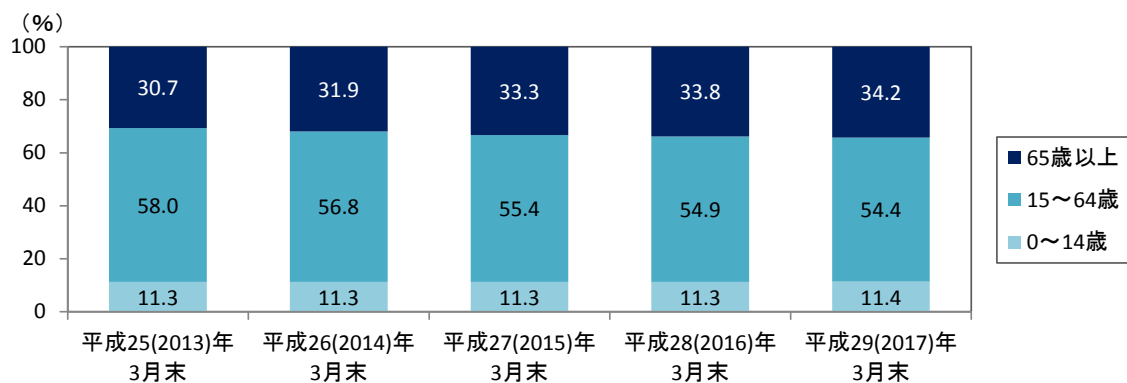
年齢3区分でみると、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少傾向にあります。一方、65歳以上の高齢者人口は増加し続けています。

■ 人口・年齢3区分人口の推移



年齢3区分人口の構成比をみると、0～14歳は横ばい、15～64歳は低下傾向、65歳以上は上昇傾向で推移しています。

■ 年齢3区分人口構成比の推移



(資料：住民基本台帳)

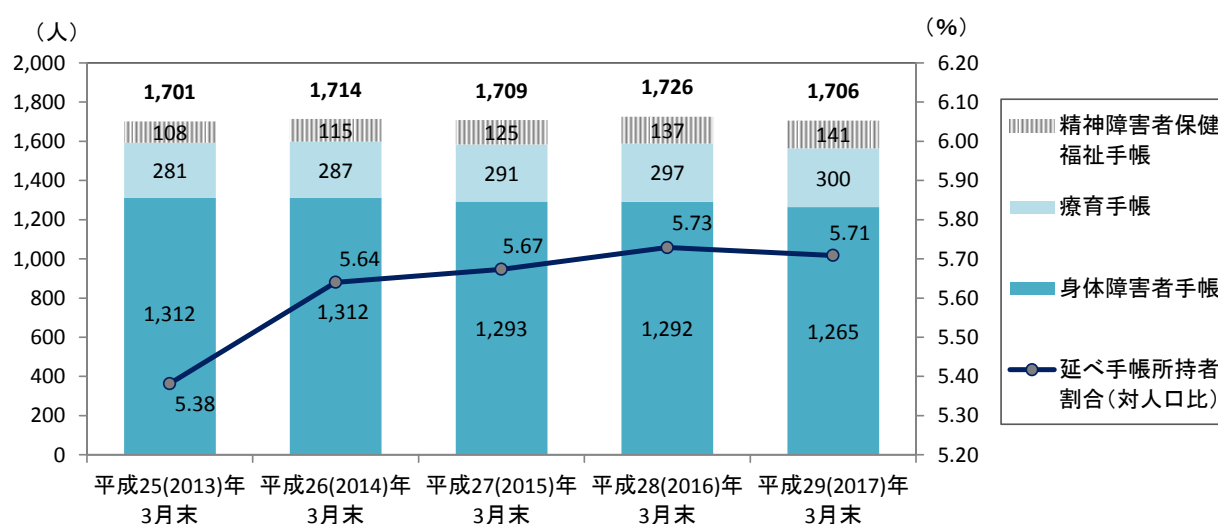
2 障害のある人の状況

(1) 手帳所持者数の推移

障害のある人について、手帳所持者数でみると、身体障害者手帳の所持者数は平成25(2013)年3月末から約50人の減少となっています。療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は、ともに増加し続けています。

平成29(2017)年3月末の実績値を平成25(2013)年3月末と比較すると、身体障害者手帳では0.96倍、療育手帳では1.07倍、精神障害者保健福祉手帳では1.31倍となっています。

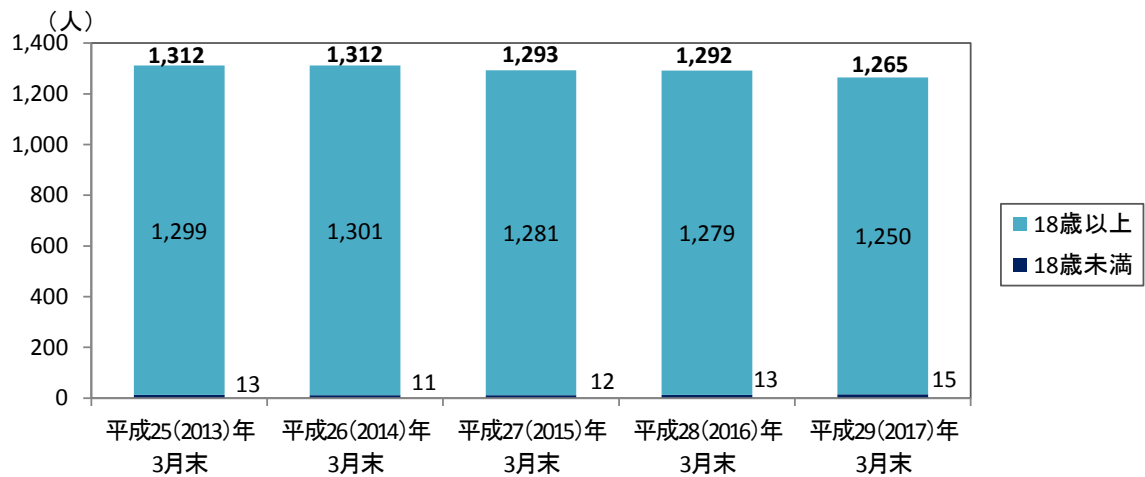
■ 手帳所持者数及び総人口に占める割合の推移



(2) 身体障害のある人の推移

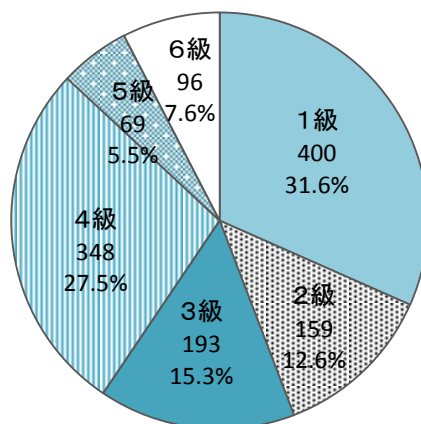
身体障害者手帳所持者数は、18歳未満は15人から11人の間で推移し、平成29(2017)年3月末に15人となっています。18歳以上は1,300人前後で推移し、平成29(2017)年3月末に1,250人となっています。

■ 身体障害者手帳所持者数(18歳未満・18歳以上)の推移



平成29(2017)年3月末の身体障害者手帳所持者を等級別にみると、重度障害とみられる1級及び2級の判定を受けている人が全体の44.2%を占めています。

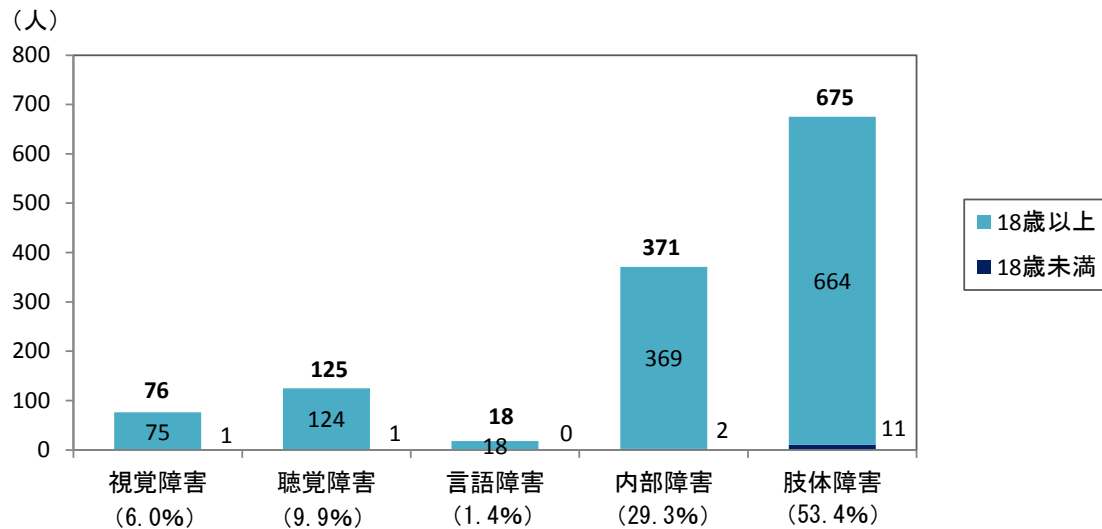
■ 平成29(2017)年3月末の身体障害者手帳の等級別内訳



平成 29（2017）年 3 月末の障害内容別の状況をみると、18 歳未満では肢体障害が最も多く 11 人、18 歳以上でも肢体障害が 664 人と最も多くなっています。

全体の内訳をみると、肢体障害が 53.4%と過半数となっており、次いで内部障害が 29.3%となっています。

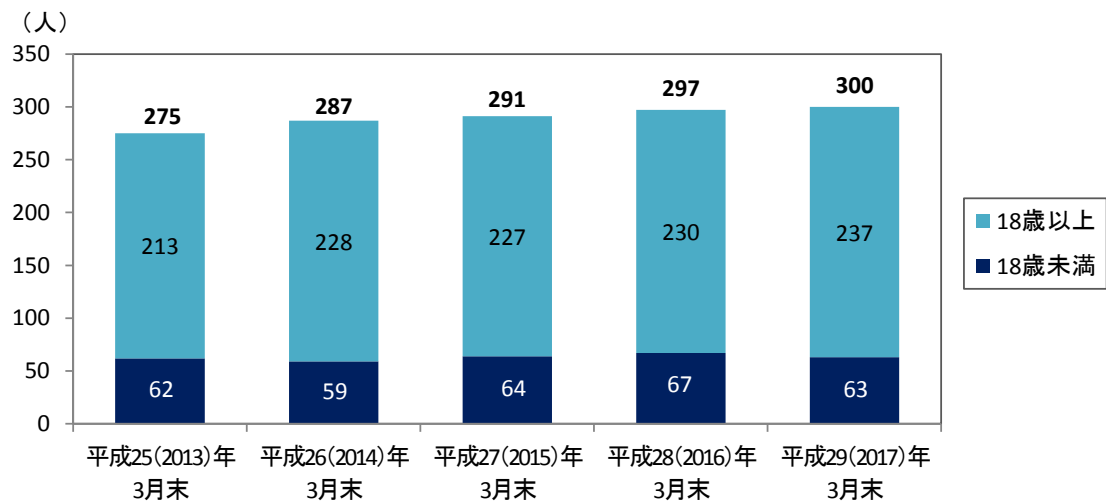
■ 平成 29（2017）年 3 月末の身体障害者手帳所持者の障害内容別状況



（３）知的障害のある人の推移

療育手帳所持者数は年々増加しており、年齢別にみると、18歳未満では増減を経て平成29（2017）年3月末に63人、18歳以上では概ね増加傾向で平成29（2017）年3月末に237人となっています。

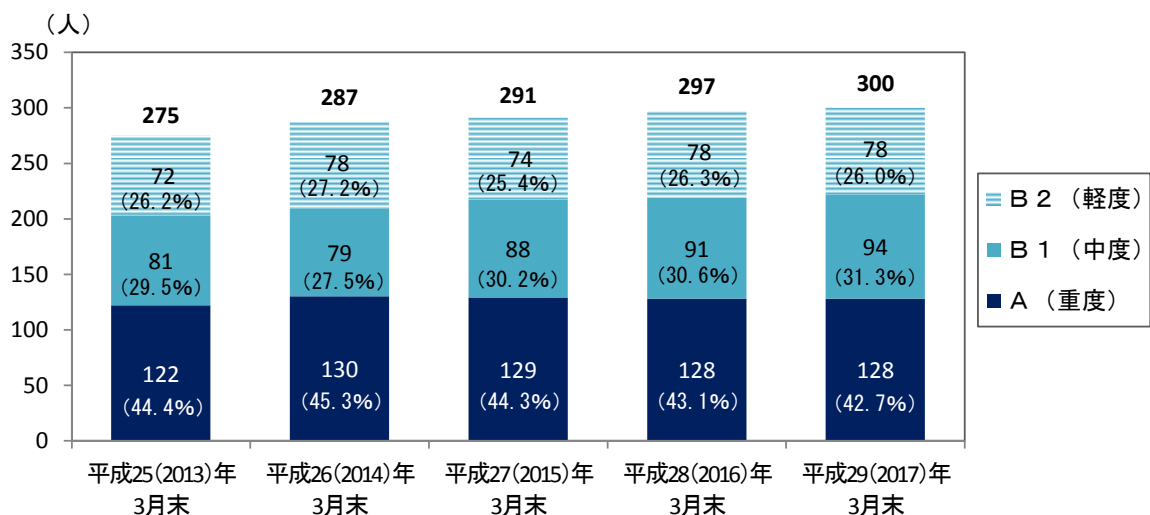
■ 療育手帳所持者の推移



療育手帳所持者数を等級別にみると、A（重度）は増減を経て平成29（2017）年3月末に128人、B1（中度）は増加傾向で平成29（2017）年3月末に94人、B2（軽度）はほぼ横ばいで、平成29（2017）年3月末に78人となっています。

平成29（2017）年3月末の療育手帳所持者の内訳をみると、A（重度）が42.7%と最も高く、B1（中度）は31.3%、B2（軽度）は26.0%となっています。

■ 等級別の療育手帳所持者の推移

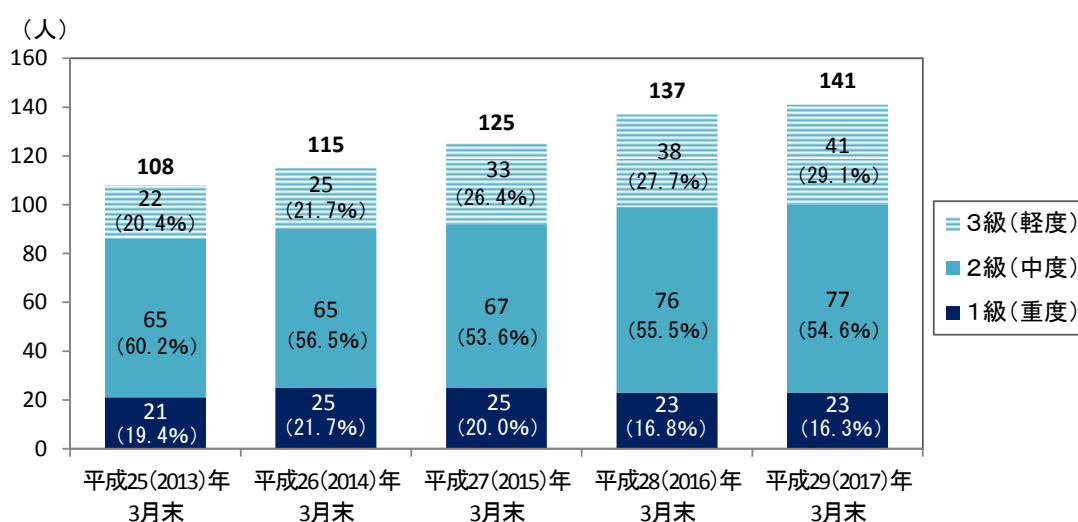


（４）精神障害のある人の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、等級別にみると、1級（重度）は概ね横ばいですが、2級（中度）は横ばいから増加傾向、3級（軽度）は増加傾向で推移しています。

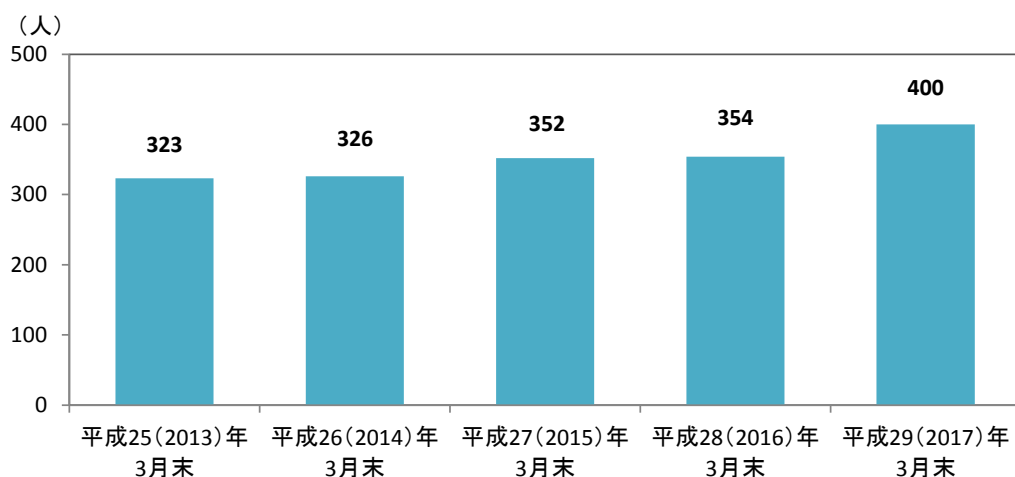
平成29（2017）年3月末の精神障害者保健福祉手帳所持者の構成比をみると、1級（重度）は16.3%、2級（中度）は54.6%と過半数、3級（軽度）は29.1%となっています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



自立支援医療（精神通院）の申請者数の推移をみると、増加し続けており、平成25（2013）年3月末の323人から、平成29（2017）年3月末には1.24倍の400人となっています。

■ 精神通院申請者数の推移



(5) 難病患者の推移

■ 特定疾患対策研究事業の対象患者数の推移

	平成 25(2013) 年 3 月末	平成 26(2014) 年 3 月末	平成 27(2015) 年 3 月末	平成 28(2016) 年 3 月末	平成 29(2017) 年 3 月末
パーキンソン病	45	49	46	44	49
潰瘍性大腸炎	28	28	29	30	27
全身性エリテマトーテス	12	12	13	14	13
クローン病	16	17	18	17	19
サルコイドーシス	4	5	4	4	4
突発性拡張型 (うっ血型)心筋症	15	13	12	14	14
その他	90	91	99	129	137
計	210	215	221	252	263

(赤穂健康福祉事務所調べ)

3 アンケート調査の実施概要

(1) 調査について

本計画の策定にあたり、本市にお住まいの障害者手帳所持者及び18歳以上の市民を対象にアンケート調査を実施しました。障害のある人の実情やニーズを把握するとともに、市民の皆様の障害のある人との関わり方や本市が取り組むべき課題に対する考え方等を把握し、計画の基礎資料とすることを目的に実施しました。

調査対象	配布数	回収数	回収率	調査期間	調査方法
市内在住の障害者手帳所持者	身体 1,112人 療育 244人 精神 144人 1,500人 (無作為抽出)	身体 739人 療育 194人 精神 111人 1,044件 (920件)	61.3%	平成29 (2017)年 6月23日 ～ 7月7日	郵送配布・ 回収
市内在住の18歳以上の市民 (手帳所持者を除く)	500人 (無作為抽出)	258件	51.6%		

※手帳所持者の回収数は、複数の障害で回答があった場合、重複して計上

() 内は実人数を掲載

【調査結果の見方】

- 回答結果の割合「％」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 図表等の「N数 (number of case)」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。
- 図表中に次のような表示等がある場合は、複数回答を依頼した質問を示しています。

MA % (Multiple Answer)	選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合
3LA % (3 Limited Answer)	選択肢の中からあてはまるものを3つ以内で選択する場合
2LA % (2 Limited Answer)	選択肢の中からあてはまるものを2つ以内で選択する場合

※上記以外の場合は、特に記載がない限り、単一回答（回答選択肢の中からあてはまるものを1つだけ選択する）形式の設問です。

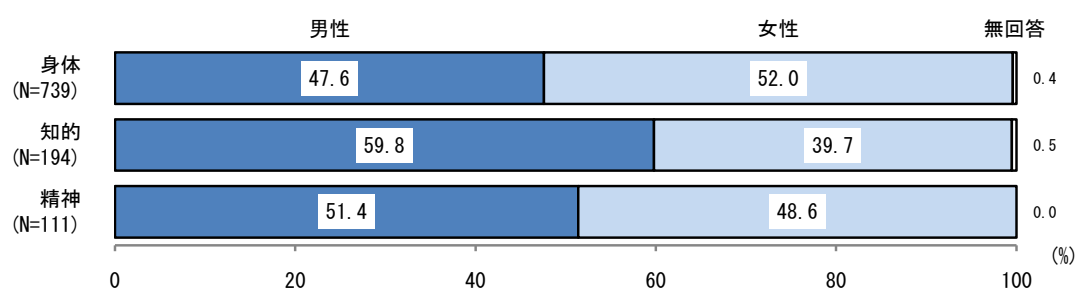
- 複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

(2) アンケート結果の概要

ア アンケート回答者の状況

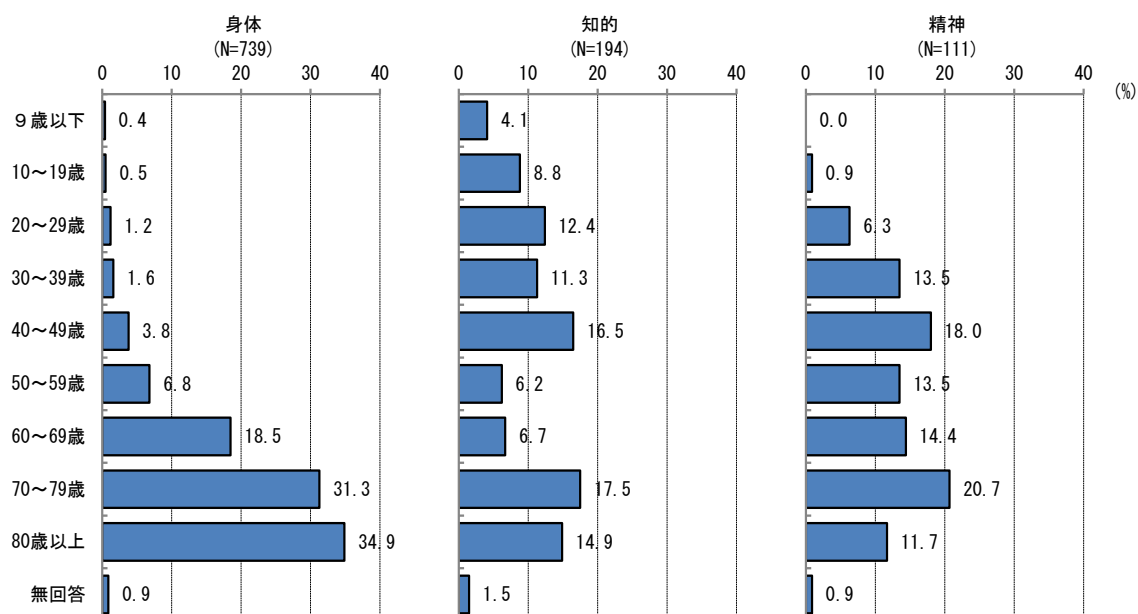
■ 性別 (調査対象：手帳所持者)

アンケート回答者（手帳所持者）の性別は、身体及び精神では男性、女性がほぼ5割ずつとなっています。知的では男性が59.8%、女性が39.7%と、男性の割合が若干高くなっています。



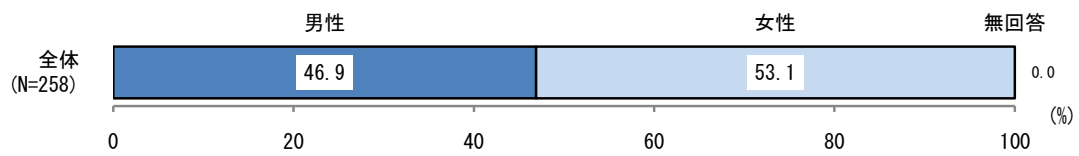
■ 年齢構成 (調査対象：手帳所持者)

アンケート回答者（手帳所持者）の年齢は、身体で80歳以上、知的で70歳代、精神で70歳代が、それぞれ高くなっています。

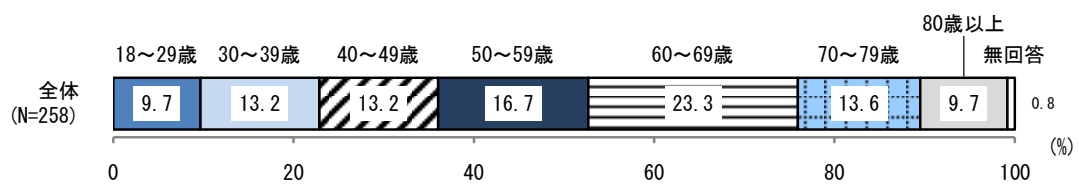


■ 性別（調査対象：18歳以上の市民）

回答者の性別は、男性が46.9%、女性が53.1%と男性よりも若干高くなっています。

**■ 年齢構成**（調査対象：18歳以上の市民）

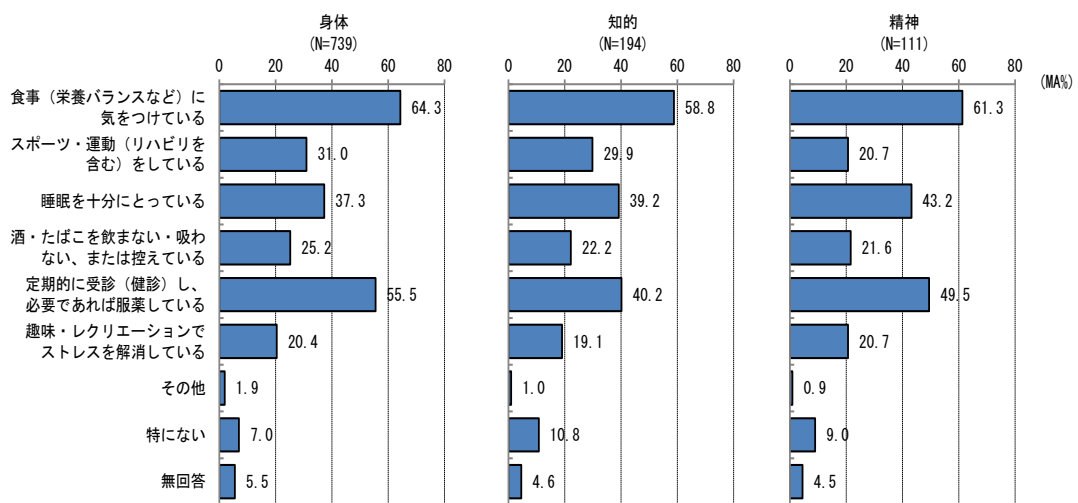
回答者の年齢は、60～69歳の割合が最も高くなっています。



イ 体調管理、医療について

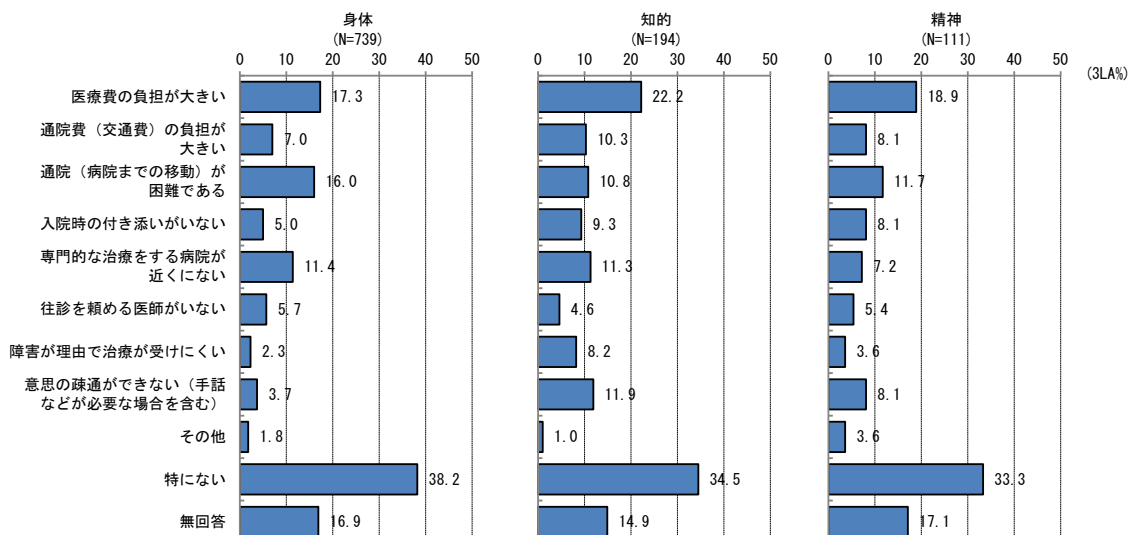
■ 体調を維持するために気を配っていること（調査対象：手帳所持者）

体調を維持するために気を配っていることは、全ての障害区分で「食事（栄養バランスなど）に気をつけている」が最も高い割合となっています。次いで身体では「定期的に受診（健診）し、必要であれば服薬している」（55.5%）、「睡眠を十分にとっている」（37.3%）、知的では「定期的に受診（健診）し、必要であれば服薬している」（40.2%）、「睡眠を十分にとっている」（39.2%）、精神では「定期的に受診（健診）し、必要であれば服薬している」（49.5%）、「睡眠を十分にとっている」（43.2%）となっています。



■ 医療を受ける上で困っていること（調査対象：手帳所持者）

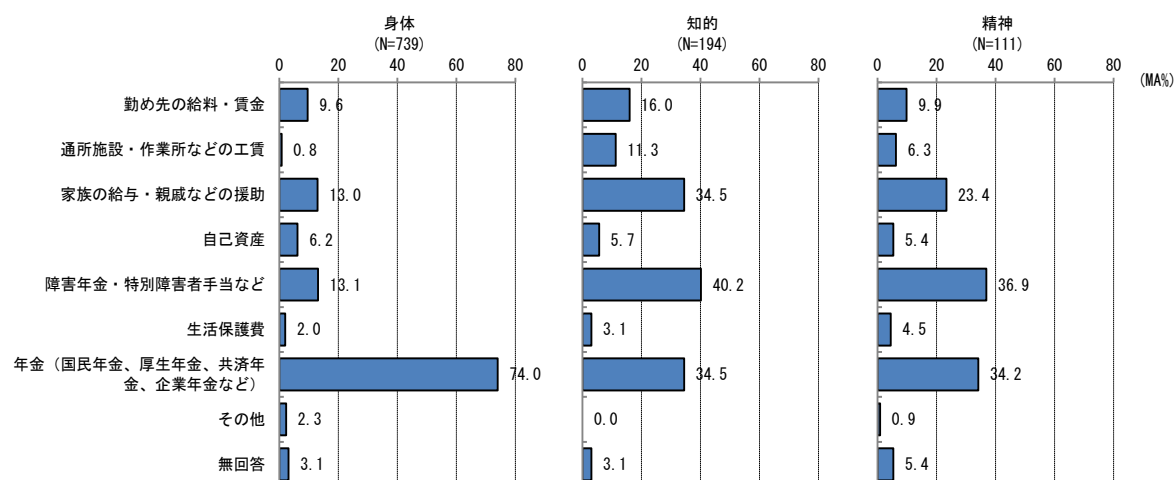
医療を受ける上で困っていることは、「医療費の負担が大きい」が身体で17.3%、知的で22.2%、精神で18.9%となっています。身体では「通院（病院までの移動）が困難である」が16.0%となっています。



ウ 障害のある人の就労等の状況

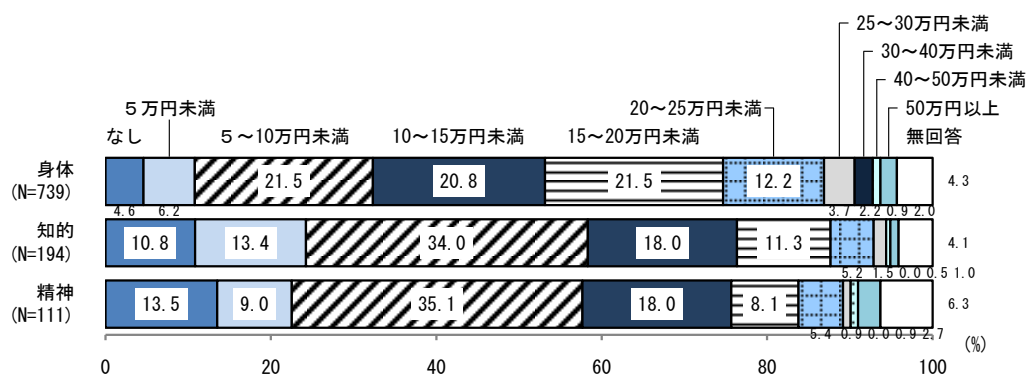
■ 障害のある人の収入等の現状（調査対象：手帳所持者）

生活を支えている収入は、身体では「年金（国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金など）」が74.0%を占めます。知的では「障害年金・特別障害者手当など」が40.2%、「家族の給与・親戚などの援助」、「年金（国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金など）」がともに34.5%となっています。精神では「障害年金・特別障害者手当など」が36.9%、「年金（国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金など）」が34.2%となっています。



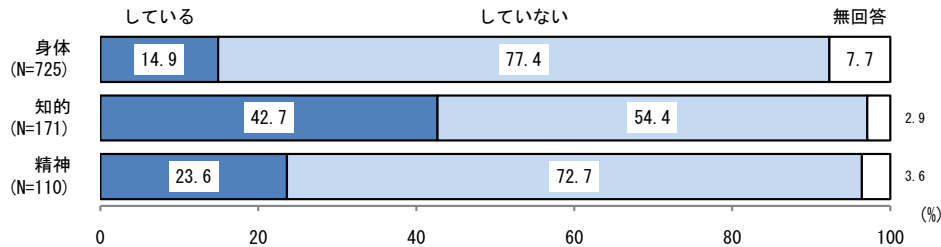
■ 月収の総額（調査対象：手帳所持者）

月収の総額は、身体では「5～10万円未満」、「15～20万円未満」がそれぞれ21.5%と最も高くなっています。知的及び精神では「5～10万円未満」がそれぞれ34.0%、35.1%と最も高く、次いで「10～15万円未満」がそれぞれ18.0%となっています。知的及び精神では「なし」が1割程度となっています。



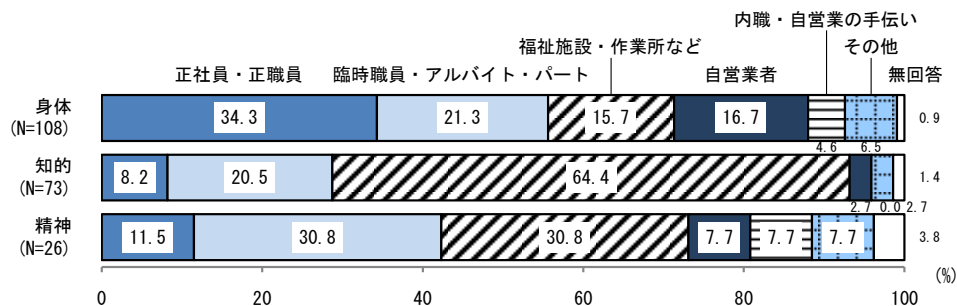
■ 就業状況（調査対象：手帳所持者）

就業状況は、身体及び精神では「していない」がそれぞれ77.4%、72.7%と高く、知的では「している」が42.7%、「していない」が54.4%となっています。



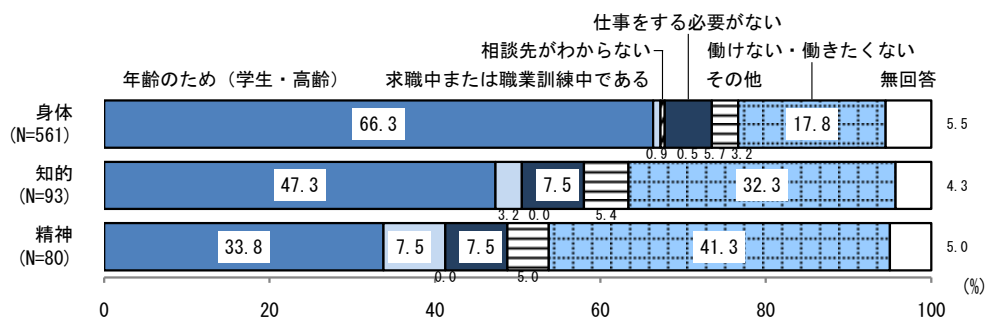
■ 就業形態（調査対象：手帳所持者）

仕事をしている人の就業形態は、身体では「正社員・正職員」(34.3%)の割合が高く、次いで「臨時職員、アルバイト、パート」(21.3%)となっています。知的では「福祉施設・作業所など」(64.4%)に次いで「臨時職員、アルバイト、パート」(20.5%)となっています。精神では「臨時職員、アルバイト、パート」、「福祉施設・作業所など」がそれぞれ30.8%となっています。



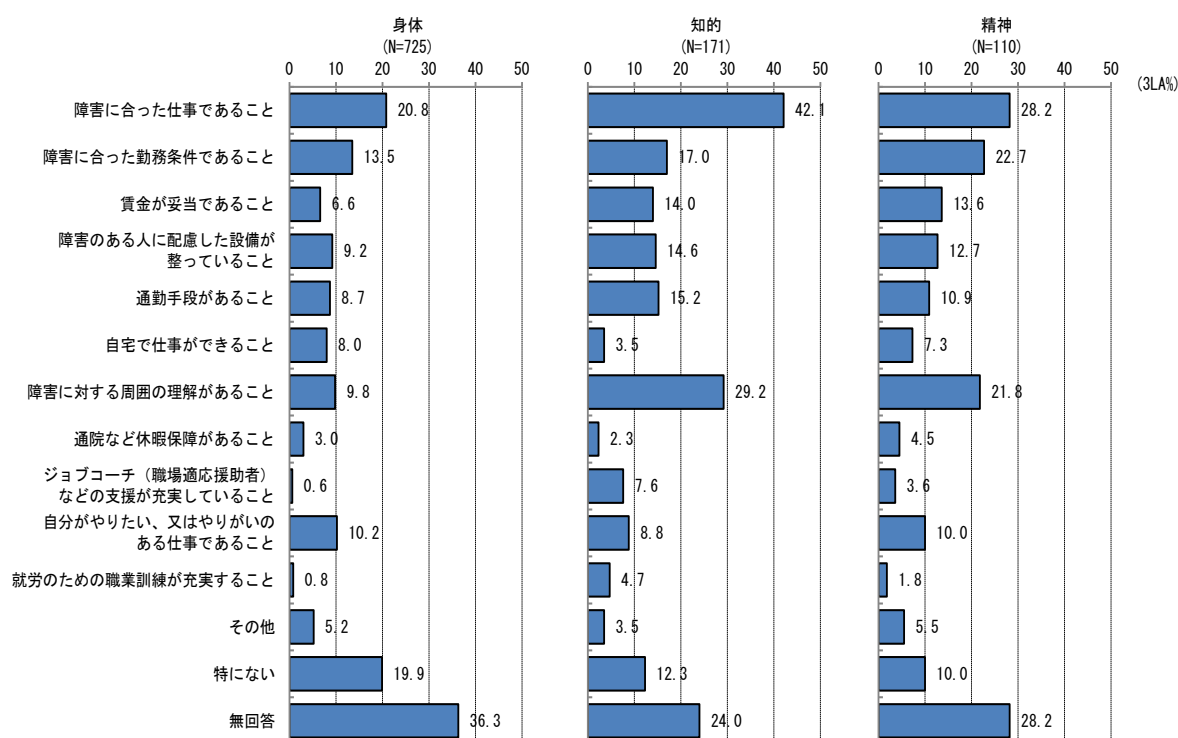
■ 働いていない理由（調査対象：手帳所持者）

仕事をしていない人の働いていない理由は、身体及び知的では「年齢のため（学生・高齢）」がそれぞれ66.3%、47.3%、精神では「働けない・働きたくない」が41.3%となっています。



■ 働く上で必要な条件（調査対象：手帳所持者）

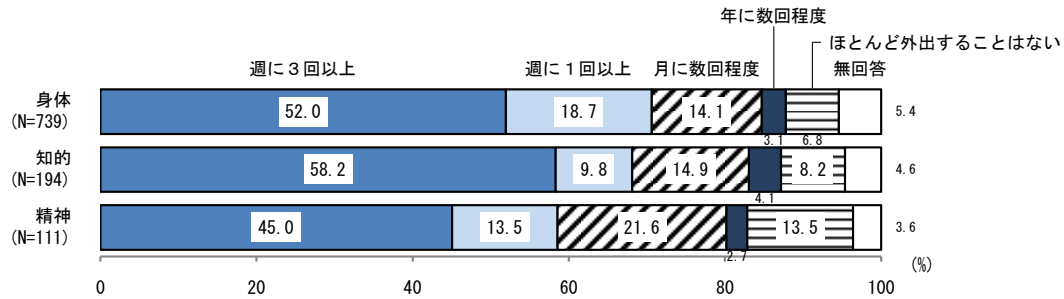
働く上で必要な条件は、「障害に合った仕事であること」が全ての障害区分で高く、身体で20.8%、知的で42.1%、精神で28.2%となっています。次いで身体では「障害に合った勤務条件であること」（13.5%）、知的では「障害に対する周囲の理解があること」（29.2%）、精神では「障害に合った勤務条件であること」（22.7%）、「障害に対する周囲の理解があること」（21.8%）となっています。



エ 外出の状況

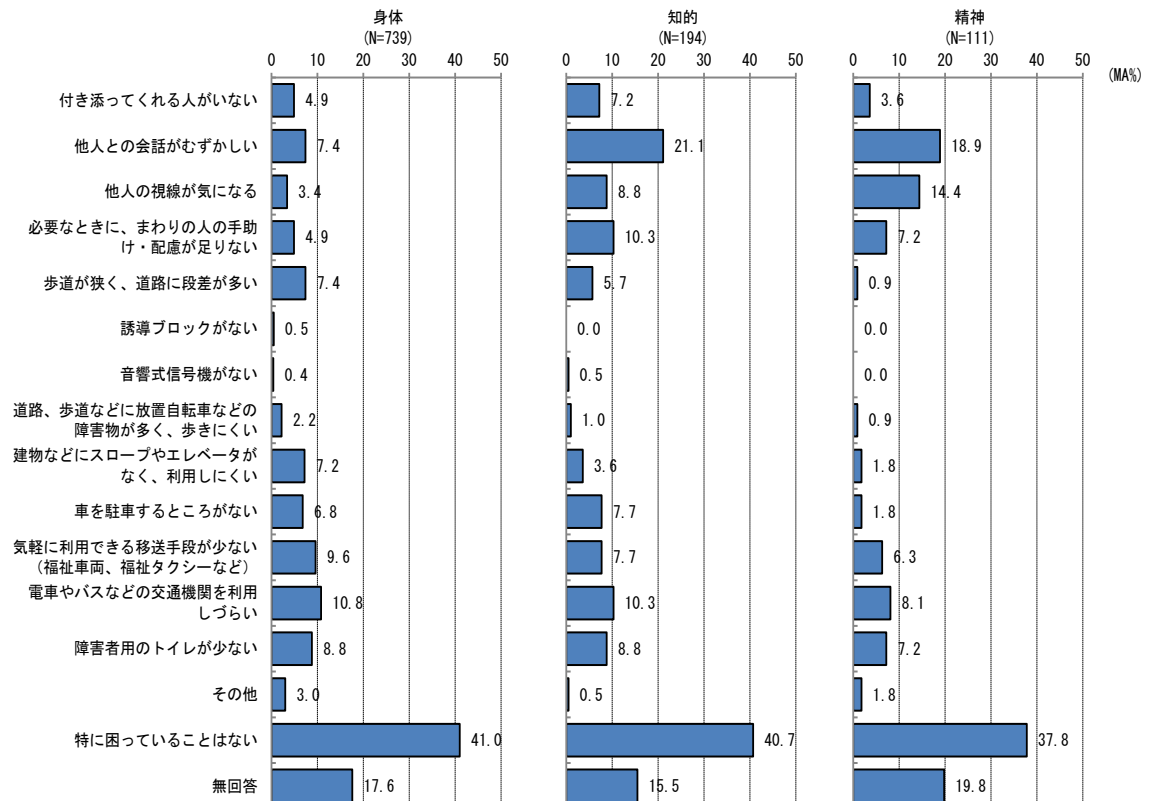
■ 外出の頻度（調査対象：手帳所持者）

外出の頻度は、「週に3回以上」が、全ての障害区分で最も高い割合となっており、身体で52.0%、知的で58.2%、精神で45.0%となっています。



■ 外出時に困っていること（調査対象：手帳所持者）

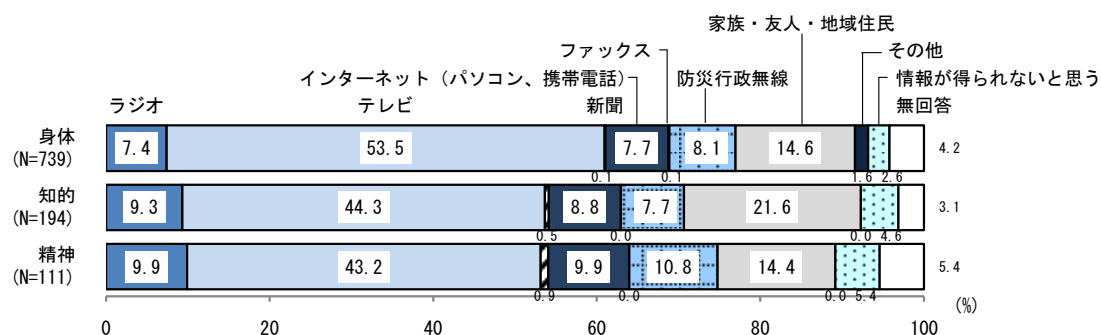
外出時に困っていることは、身体では「電車やバスなどの交通機関を利用しづらい」(10.8%)が最も高くなっています。知的では「他人との会話がむずかしい」(21.1%)が最も高くなっています。精神でも「他人との会話がむずかしい」(18.9%)が最も高く、次いで「他人の視線が気になる」(14.4%)となっています。



オ 災害時の対応

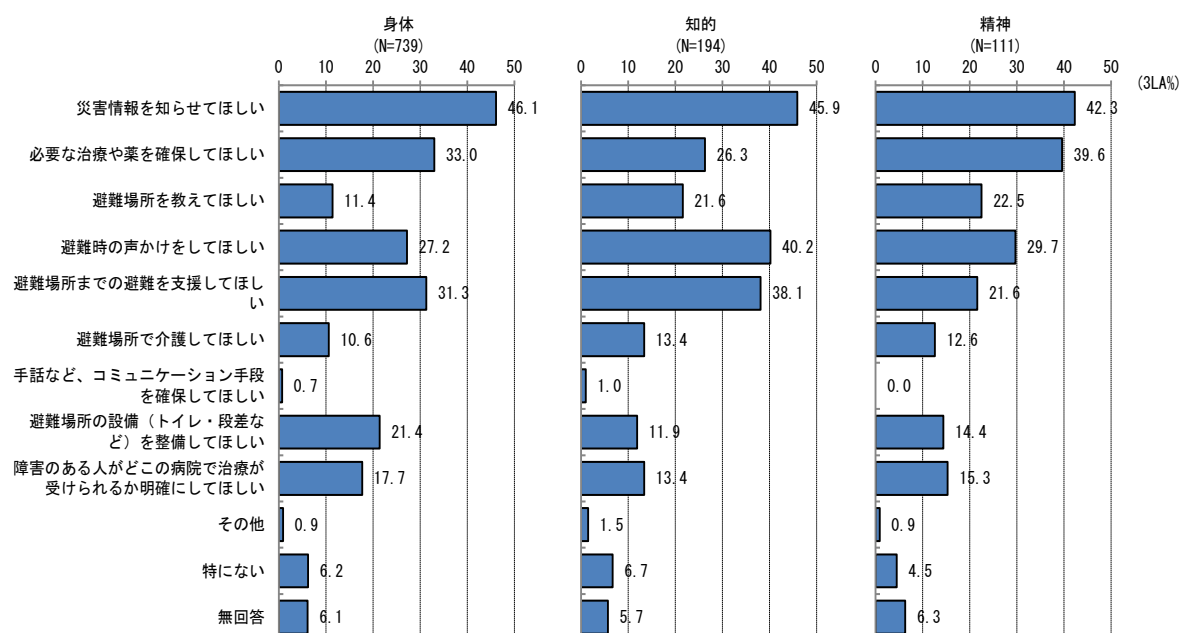
■ 災害発生時の情報入手の手段（調査対象：手帳所持者）

災害が発生したときの情報を知る手段は、全ての障害区分で「テレビ」が高く、身体で53.5%、知的で44.3%、精神で43.2%となっています。次いで「家族・友人・地域住民」が身体で14.6%、知的で21.6%、精神で14.4%となっています。



■ 災害発生時に必要な支援内容（調査対象：手帳所持者）

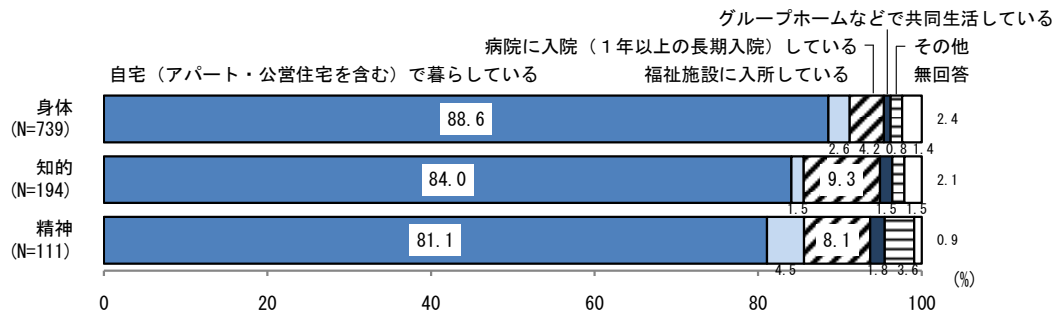
災害発生時に必要な支援内容は、「災害情報を知らせてほしい」が全ての障害区分で高く、身体で46.1%、知的で45.9%、精神で42.3%となっています。次いで、身体では「必要な治療や薬を確保してほしい」（33.0%）、「避難場所までの避難を支援してほしい」（31.3%）、療育では「避難時の声かけをしてほしい」（40.2%）、「避難場所までの避難を支援してほしい」（38.1%）、精神では「必要な治療や薬を確保してほしい」（39.6%）、「避難時の声かけをしてほしい」（29.7%）となっています。



カ 住まいと暮らし方

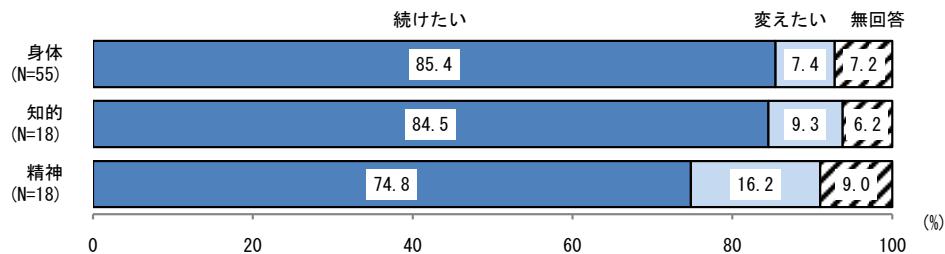
■ 現在の住まい （調査対象：手帳所持者）

現在の住まいは、全ての障害区分で「自宅（アパート・公営住宅を含む）で暮らしている」が8割台となっています。



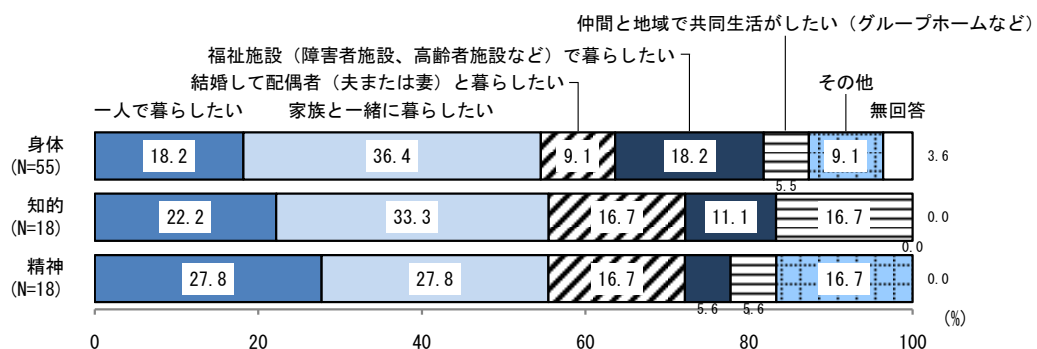
■ 暮らし方の維持・変更 （調査対象：手帳所持者）

今の暮らしを続けたいかについては、「続けたい」が身体及び知的で8割台、精神で7割台となっています。精神では「変えたい」が16.2%と、身体及び知的よりやや高くなっています。



■ 希望する暮らし方 （調査対象：手帳所持者）

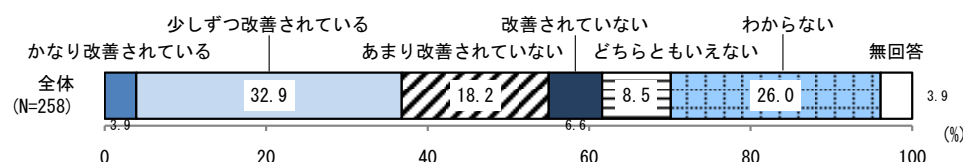
今の暮らしを変えたいと回答した人の希望する暮らし方は、全ての障害区分で「家族と一緒に暮らしたい」、「一人で暮らしたい」という意見が50%以上と高くなっています。



キ 福祉のまちづくり

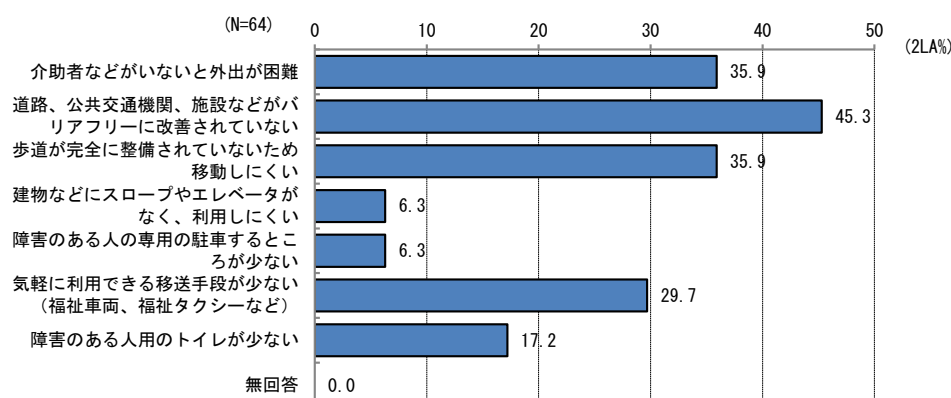
■ 障害のある人が外出しやすい環境（調査対象：18歳以上の市民）

障害のある人が外出しやすい環境かどうかについては、「かなり改善されている」と「少しずつ改善されている」の合計が36.8%、「あまり改善されていない」と「改善されていない」の合計が24.8%となっています。



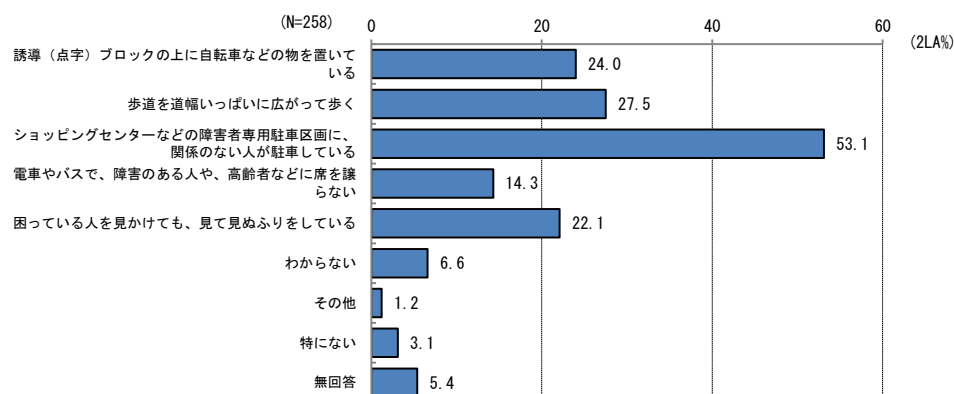
■ 改善されていない理由（調査対象：18歳以上の市民）

前項の質問で「改善されていない」理由については、「道路、公共交通機関、施設などがバリアフリーに改善されていない」が45.3%、「介助者などがいないと外出が困難」、「歩道が完全に整備されていないため移動しにくい」がそれぞれ35.9%となっています。



■ まちで見かける人の問題がある行動（調査対象：18歳以上の市民）

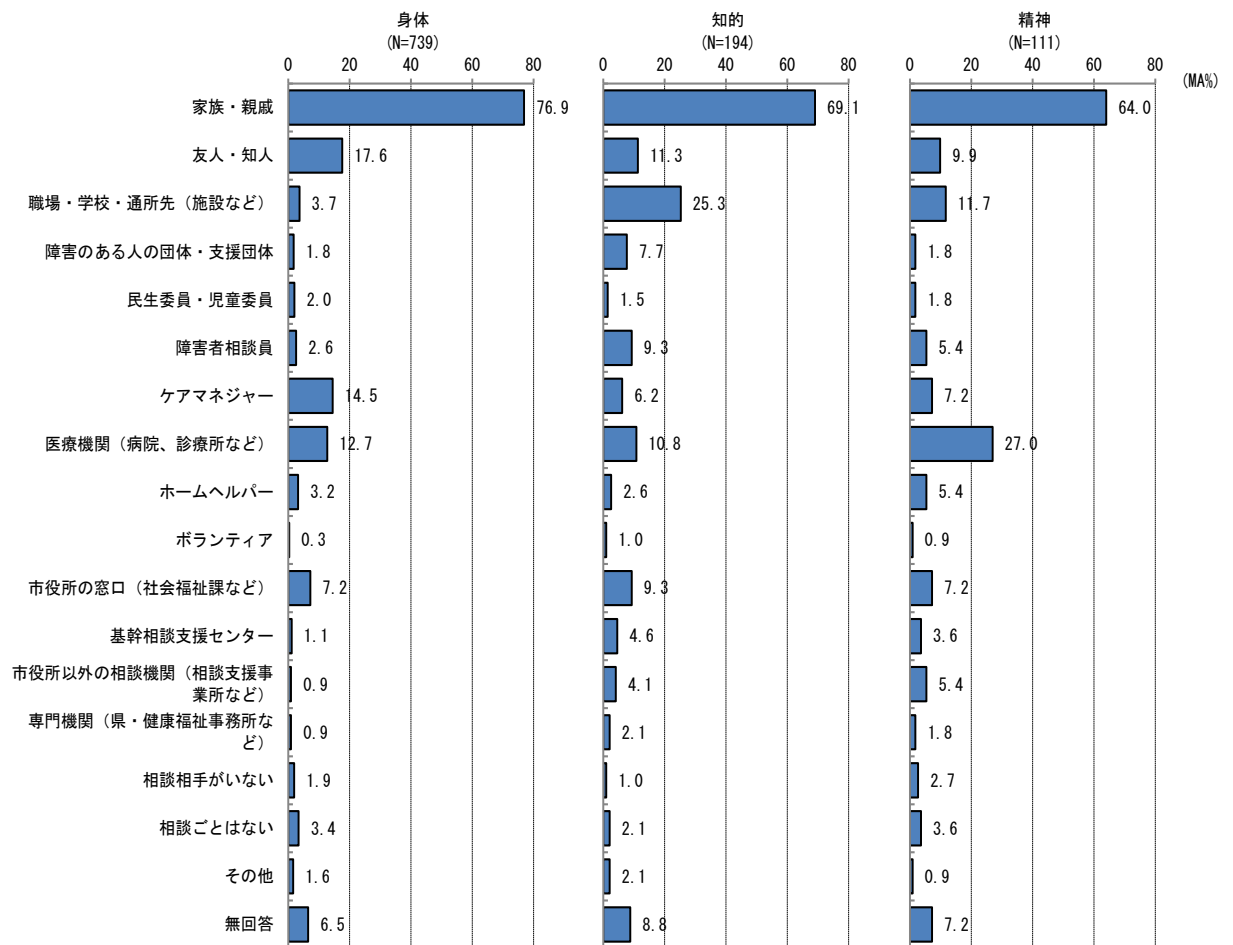
特に問題があると思う行動は「ショッピングセンターなどの障害者専用駐車区画に、関係のない人が駐車している」が53.1%となっています。



ク 相談について

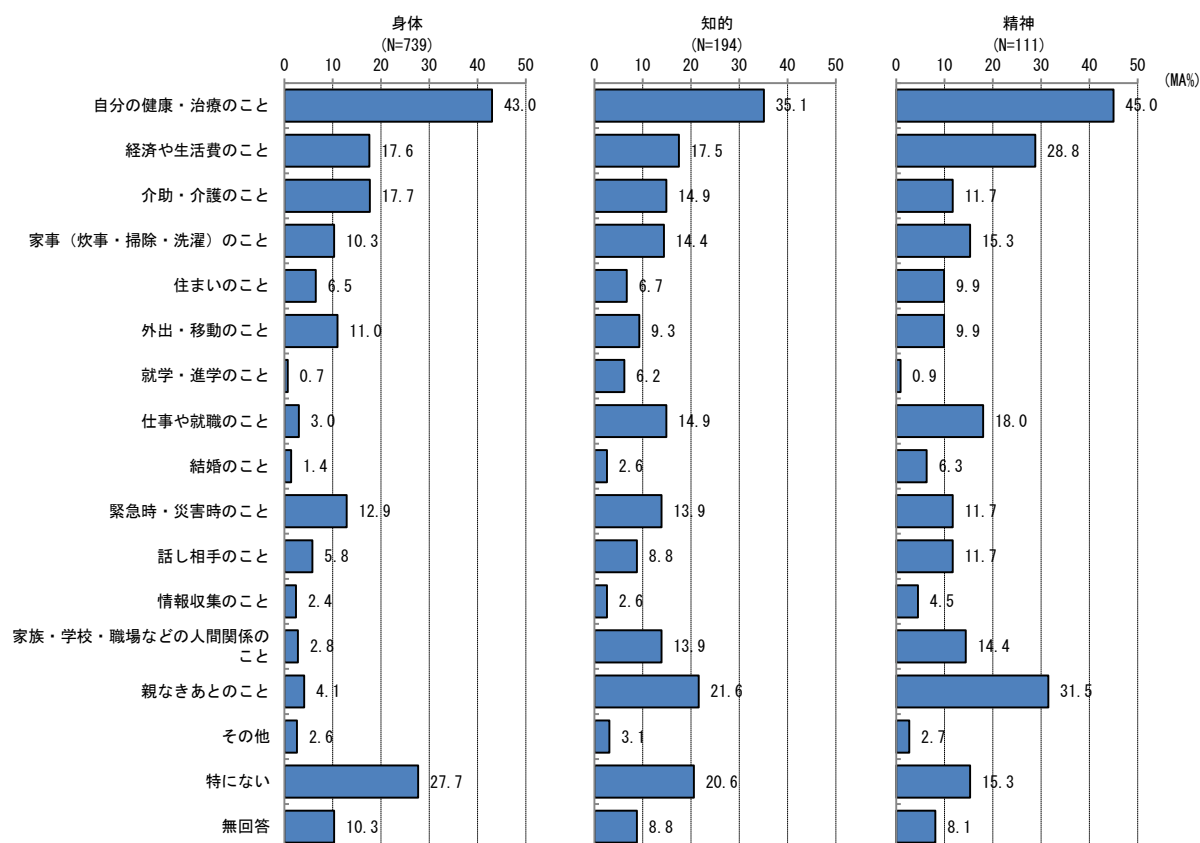
■ 相談相手（調査対象：手帳所持者）

主な相談相手は、「家族・親戚」が、身体で76.9%、療育で69.1%、精神で64.0%と最も高くなっています。次いで、身体では「友人・知人」(17.6%)、知的では「職場・学校・通所先（施設など）」(25.3%)、精神では「医療機関（病院、診療所など）」(27.0%)となっています。



■ 相談内容（調査対象：手帳所持者）

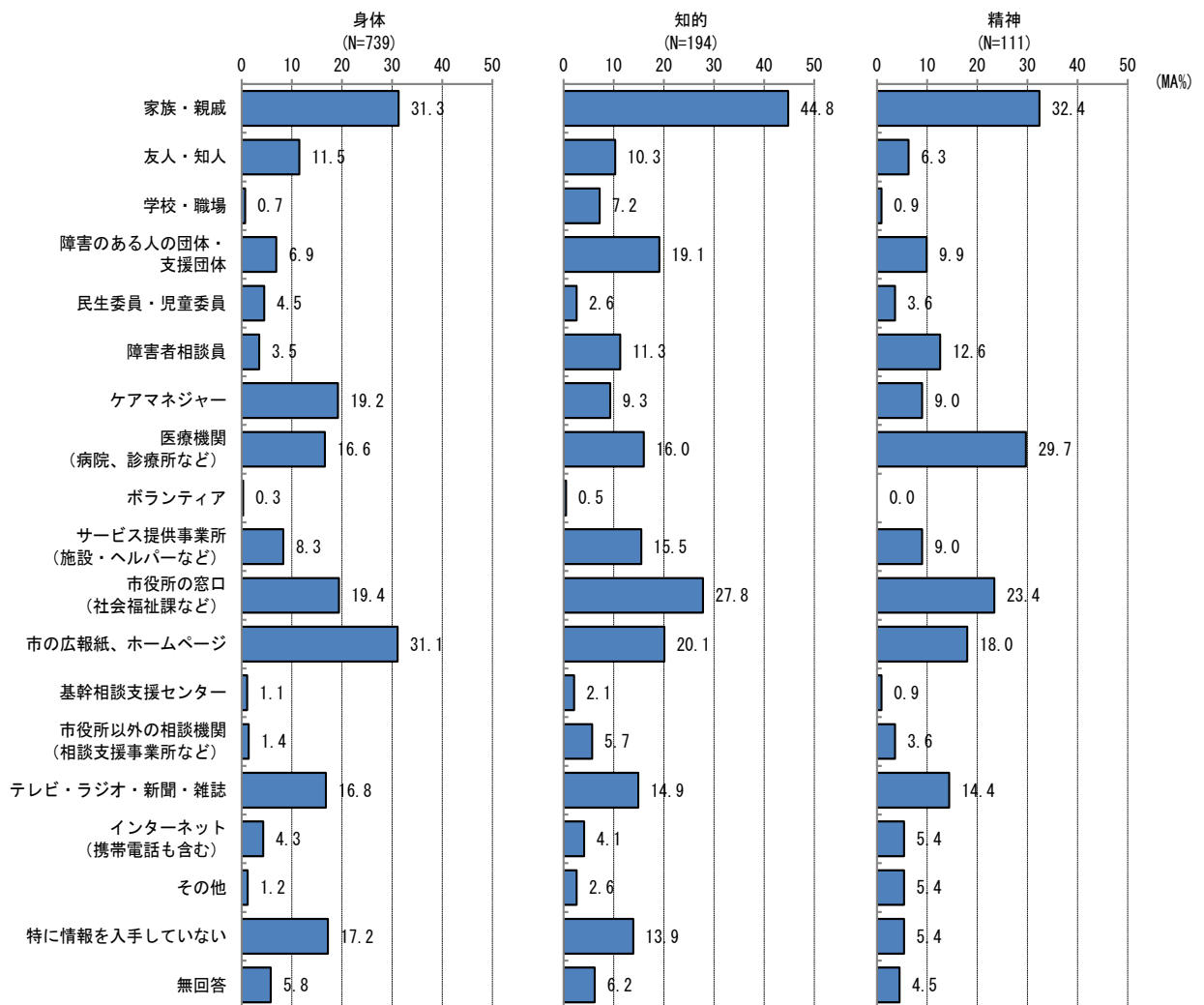
相談内容は、「自分の健康・治療のこと」が、身体で43.0%、知的で35.1%、精神で45.0%と最も高くなっています。次いで、身体では「介助・介護のこと」（17.7%）、「経済や生活費のこと」（17.6%）、知的及び精神では「親なきあとのこと」（それぞれ21.6%、31.5%）、「経済や生活費のこと」（それぞれ17.5%、28.8%）となっています。



ケ 情報入手について

■ 情報の入手先 (調査対象：手帳所持者)

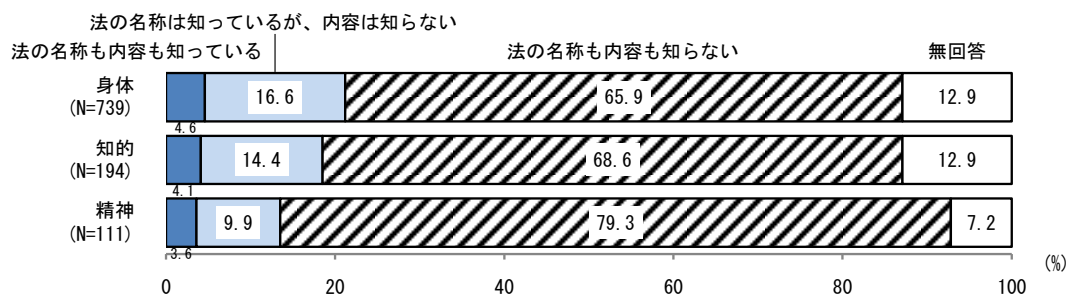
福祉サービス等の情報の入手先は、「家族・親戚」が最も高く、身体で31.3%、知的で44.8%、精神で32.4%となっています。次いで、身体では「市の広報紙、ホームページ」(31.1%)、知的では「市役所の窓口(社会福祉課など)」(27.8%)、精神では「医療機関(病院、診療所など)」(29.7%)、「市役所の窓口(社会福祉課など)」(23.4%)となっています。



コ 差別解消について

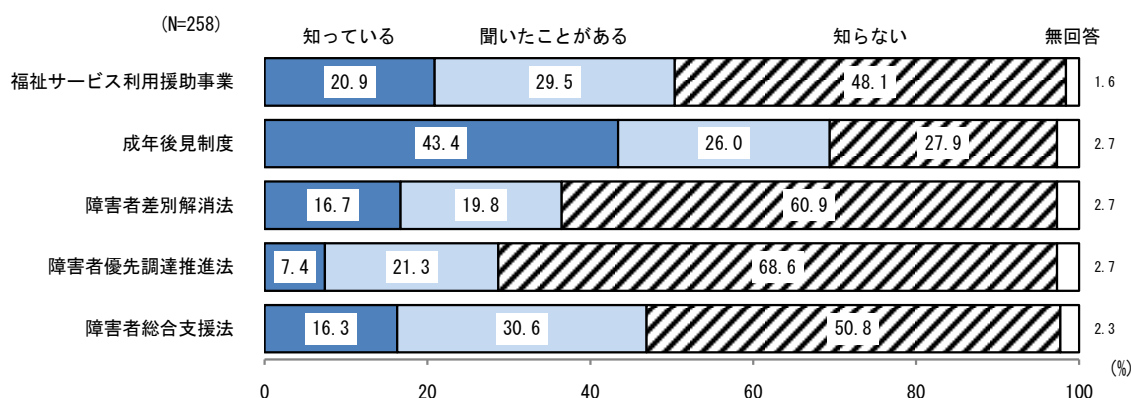
■ 障害者差別解消法の認知度 （調査対象：手帳所持者）

障害者差別解消法の認知度は、「法の名称も内容も知らない」が身体で 65.9%、知的で 68.6%、精神で 79.3%と高くなっています。「法の名称は知っているが、内容は知らない」は身体で 16.6%、知的で 14.4%となっています。



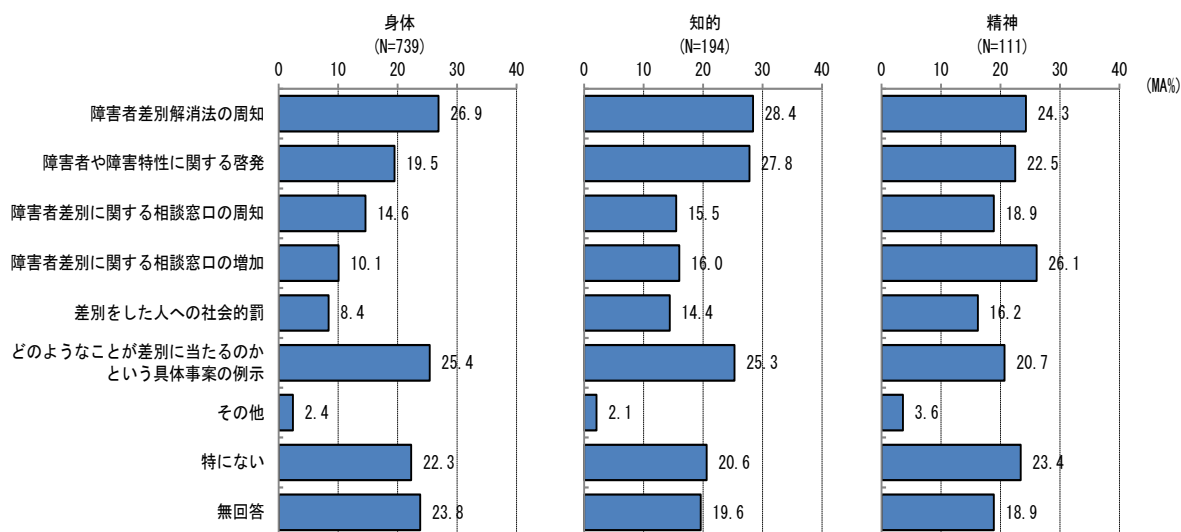
■ 障害に関する制度や法律の認知度 （調査対象：18歳以上の市民）

障害に関する制度や法律の認知度は、「知っている」は、「成年後見制度」が 43.4%と最も高く、次いで「福祉サービス利用援助事業」が 20.9%となっています。一方、「障害者差別解消法」では 60.9%、「障害者優先調達推進法」では 68.6%の人が「知らない」と回答しています。



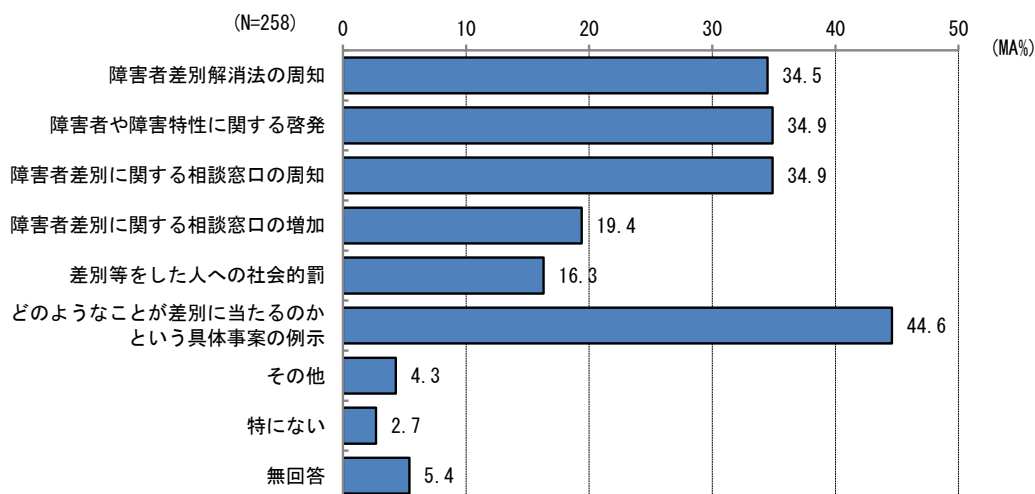
■ 差別解消のために必要な取組み（調査対象：手帳所持者）

手帳所持者における、差別解消のために必要な配慮や取組みについては、身体では「障害者差別解消法の周知」が26.9%、「どのようなことが差別に当たるのかという具体事案の例示」が25.4%となっています。知的では「障害者差別解消法の周知」が28.4%、「障害者や障害特性に関する啓発」が27.8%となっています。精神では「障害者差別に関する相談窓口の増加」が26.1%、「障害者差別解消法の周知」が24.3%となっています。



■ 差別解消のために必要な取組み（調査対象：18歳以上の市民）

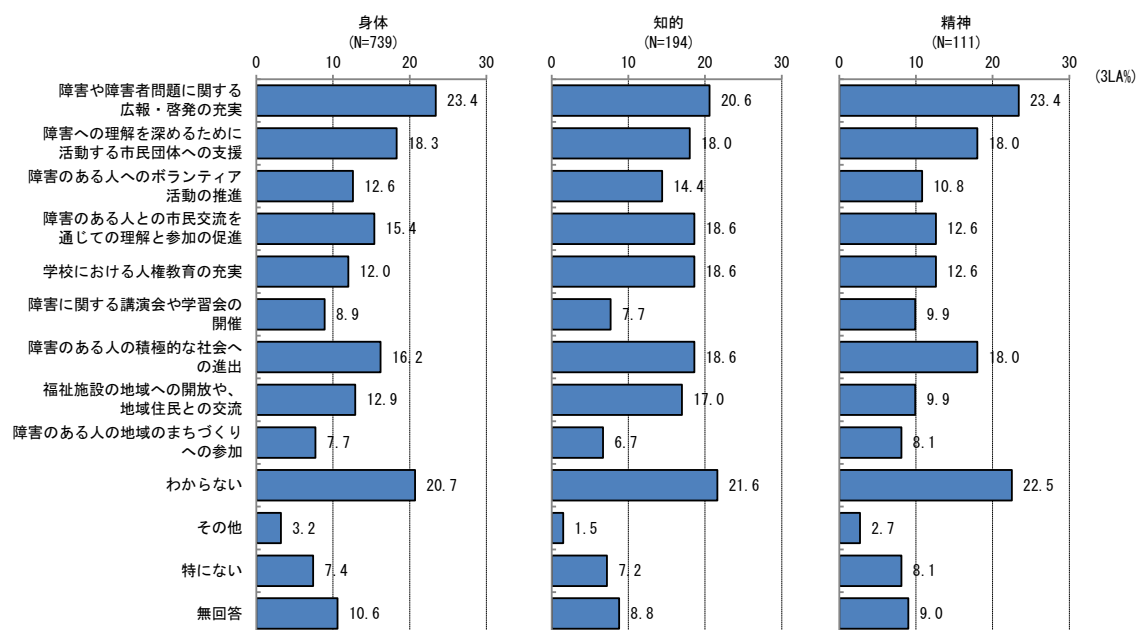
18歳以上の市民における、差別解消のために必要な配慮や取組みについては、「どのようなことが差別に当たるのかという具体事案の例示」が44.6%と最も高くなっています。



サ 障害のある人への理解

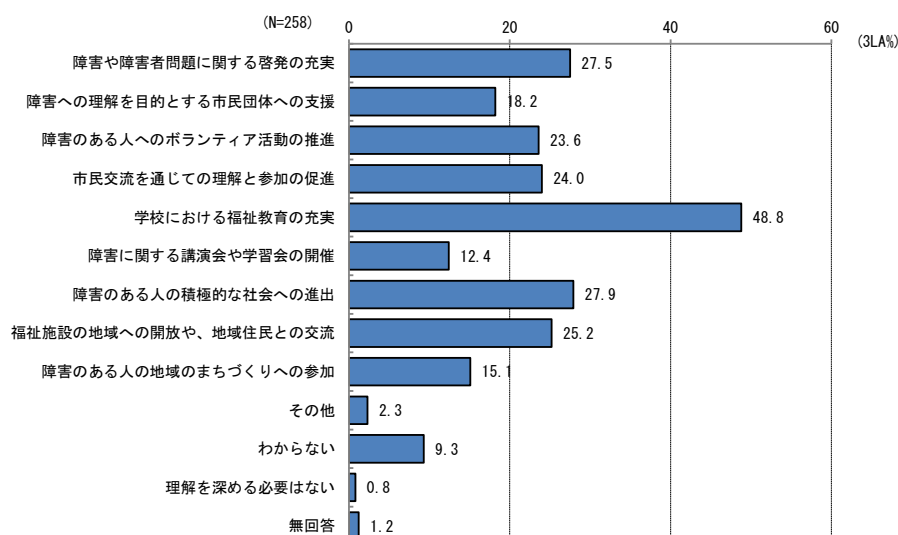
■ 理解促進のために必要な取組み（調査対象：手帳所持者）

手帳所持者における、理解促進のために必要な取組みについては、「障害や障害者問題に関する広報・啓発の充実」が最も高く、身体で23.4%、知的で20.6%、精神で23.4%となっています。



■ 理解促進のために必要な取組み（調査対象：18歳以上の市民）

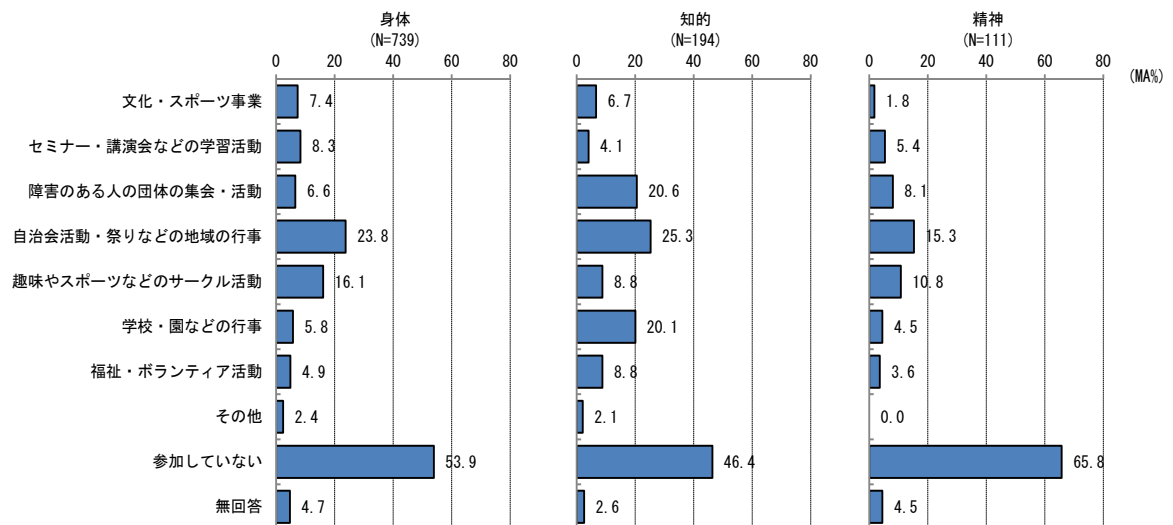
18歳以上の市民における、理解促進のために必要な取組みについては、「学校における福祉教育の充実」が48.8%と最も高く、次いで「障害のある人の積極的な社会への進出」が27.9%、「障害や障害者問題に関する啓発の充実」が27.5%となっています。



シ 地域活動参加等の状況

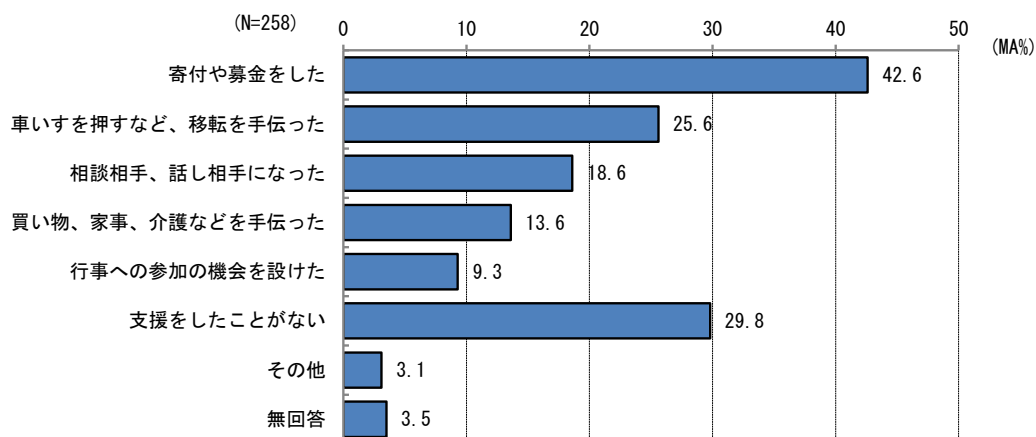
■ 地域の行事や活動への参加状況（調査対象：手帳所持者）

最近1年間の地域の行事や活動への参加状況は、身体では「自治会活動・祭りなどの地域の行事」(23.8%)、「趣味やスポーツなどのサークル活動」(16.1%)、知的では「自治会活動・祭りなどの地域の行事」(25.3%)、「障害のある人の団体の集会・活動」(20.6%)、「学校・園などの行事」(20.1%)などが高くなっています。精神では65.8%の人が「参加していない」と回答しており、身体及び知的に比べて参加している人の割合が低くなっています。



■ 障害のある人への支援状況（調査対象：18歳以上の市民）

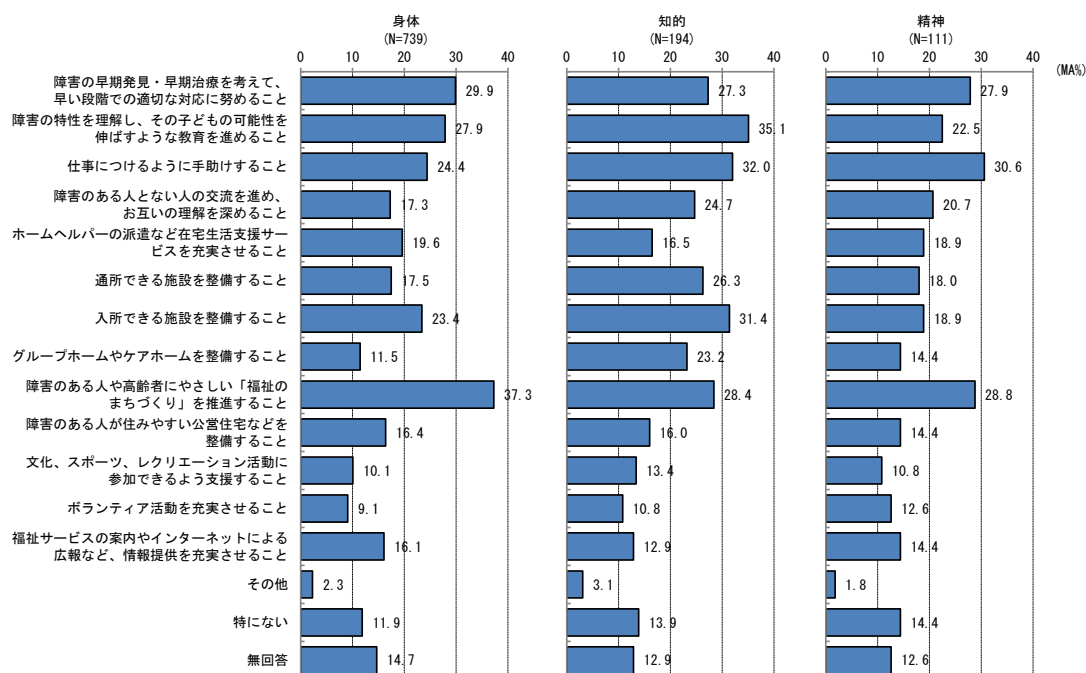
障害のある人に対してどのような支援を行ったかについては、「寄付や募金をした」が42.6%、「車いすを押すなど、移転を手伝った」が25.6%となっています。一方で、「支援をしたことがない」人は29.8%となっています。



ス 障害のある人のために必要な施策

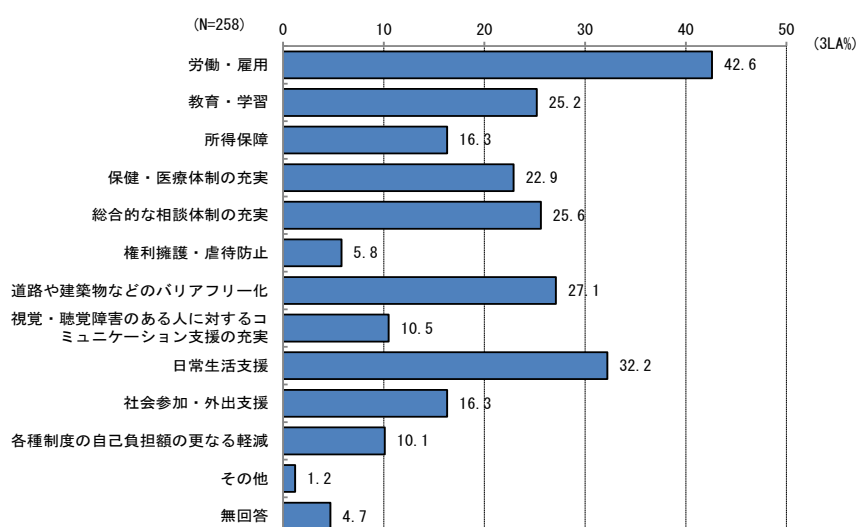
■ 充実させるべき施策（調査対象：手帳所持者）

今後、障害のある人に対して充実させるべき施策は、身体では「障害のある人や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」を推進すること」、知的では「障害の特性を理解し、その子どもの可能性を伸ばすような教育を進めること」、精神では「仕事につけるように手助けすること」が最も高くなっています。



■ 障害のある人が暮らしやすいまちづくりに必要なこと（調査対象：18歳以上の市民）

障害のある人が暮らしやすいまちにするために必要なことについては、「労働・雇用」が42.6%、「日常生活支援」が32.2%となっています。



4 事業所等ヒアリング調査の実施概要

(1) 調査について

本計画の策定にあたり、本市の当事者団体及び障害福祉事業所を対象に、障害のある人と関わっている人がどのようなことを課題に感じているのかを把握し、計画の基礎資料とすることを目的にヒアリング調査を実施しました。

調査対象	配布団体等	回収数	回収率	調査期間	調査方法
当事者団体	3 団体	3	100%	平成 29（2017）年 6 月 23 日～7 月 14 日	郵送配布・ 回収
障害福祉事業所	16 事業所	16	100%		

(2) 主な意見

■ 保健・医療

- ・就労施設職員に保健・医療の知識が不足している。
- ・独居障害者のセルフネグレクト（入浴・歯磨き・掃除・洗濯等）
- ・医療やサービスにかかる費用負担
- ・障害と認定されない困難者（難聴、弱視、発達障害等）への補償
- ・障害児を積極的に看てもらえる医療機関が少ない。
- ・診断や治療が必要でも、保護者や周りの人の無理解、拒否により適切に医療につながらないケースがある。

■ 生活支援

- ・障害者のためのグループホームや介護支援事業所が増えるとよい。
- ・セルフネグレクト状態の人への対応
- ・障害の一元化や高齢化を背景に、支援員に求められるスキルの幅が拡大している。
- ・事業所の人手不足、若手の労働力不足
- ・障害がある高齢者の受入体制の整備
- ・障害福祉サービスから介護サービスへの接続
- ・どんな福祉サービスがどこで受けられるか明確にわかるとよい。
- ・相談窓口の整理が必要（基幹相談、相談員、医療相談等）

■ 就労支援

- ・法定雇用率は上がっているが、一般就労に結びついていない。
- ・就労支援施設は一般就労への移行を目指すものであるが、障害者を囲い込んでしまっているケースがみられる。
- ・就労支援施設と地元の企業との接触・交流の機会が少ない。
- ・企業側において、受入れのための環境づくりや心のバリアフリーに向けた努力が必要
- ・雇用主の障害に関する正しい知識の普及と偏見のない企業体質の確立
- ・障害者雇用の拡大で、雇用機会は向上しているが、雇用後、就労を続けていくための支援が不十分
- ・就労者へのサポート体制の充実（体調や職場での悩み相談）
- ・工賃が少なく職種が限られるため、生計の維持が難しい。
- ・就労移行支援事業所がなく、就職への支援は各関係機関に委ねられている。
- ・助成金がなくなるからか、就職2年後以降の離職率が高い。

■ バリアフリー、災害時対応

- ・身障者トイレ等、ハード面でのバリアフリー化の推進は進んでいる。
- ・高齢者の徘徊や幼児の外遊び等、安全安心なまちには、まだまだ問題がある。
- ・災害時・緊急時の支援体制の強化
- ・災害対応への周知が不十分
- ・緊急時マニュアルの職員への周知徹底が必要
- ・身体障害のある人や高齢者への建築物の構造面の解消は進んでいるが、知的障害・精神障害のある人等への配慮が不十分

■ 情報提供、相談体制

- ・様々な情報があっても、必要な人に届いていないケースが見られる。
- ・インターネット利用の有無により、情報格差が生じている。
- ・相談支援について知らない人もいる。
- ・どの施設にどのようなサービスがあるのか、申し込み先等も分かりにくい。
- ・市広報紙や議会だよりの点訳・音訳は、一部の人のみの利用となっている。
- ・相談支援専門員の資質の向上
- ・相談窓口の設置だけでなく、自ら出向いていく姿勢が必要
- ・相談支援事業所、基幹相談支援センターに関する情報の周知が必要

■ 社会参加

- ・ 自力での外出が困難な人のために、送迎や交通手段の確保が必要
- ・ 障害者施設は、地域社会に開かれた運営を行うことが望ましい。
- ・ 近隣のイベントや自治会の清掃活動への参加等、定例化している。
- ・ 地域住民の施設イベントへの参加等、地域との交流が必要
- ・ 保護者や施設職員よりも、当事者の参加を促すことが必要
- ・ 障害のある人の地域社会への参加率を上げるため周知や工夫が必要

■ 教育・療育

- ・ 市内の学校における特別支援学級の指導要領や取組みが分かりにくい。
- ・ 学校における合理的配慮、特に設備面での整備が遅れている。
- ・ スクールカウンセラーの配置と活用の遅れ
- ・ ノーマライゼーションへの教師及び保護者の理解不足
- ・ 放課後等デイサービスの場や送迎可能な事業所が増えるとよい。
- ・ ショートステイの施設が近隣にあるとよい。
- ・ 特別支援教育制度が正しく周知されていない。
- ・ 学童期までの療育、教育を受ける場所、選択肢の不足
- ・ 親の理解により支援の開始時期や取組み状況が異なる。

5 アンケート及びヒアリング結果からの課題と考察

施策分野

●権利擁護 ●理解促進 ●社会参加

18歳以上の市民アンケートでは、障害への理解の促進には、学校における福祉教育の充実、障害のある人の積極的な社会進出、障害に関する広報・啓発の充実、福祉施設の地域への開放や地域住民との交流等が必要とされており、さらなる普及・啓発が課題となります。

また、成年後見制度や障害者差別解消法をはじめとした、障害に関する制度や法律については、障害のある人だけではなく、市民に向けても、さらに認知度を高め、障害についての理解を普及していく必要があります。そのため、障害に関する広報・啓発の充実、関連団体への支援、市民交流、人権教育等、地域社会における具体的な活動を促進していくことも課題となります。

手帳所持者アンケートでは、文化・芸術、スポーツ関連では、「趣味やスポーツ等のサークル活動」、「文化・スポーツ事業」への参加実態がみられ、充実すべき施策としても、「生活を豊かにする文化・芸術」、「スポーツ活動への参加支援」が挙げられており、活動の助成や施策展開の充実が課題となります。

事業所等ヒアリングでは、地域社会に開かれた行事・イベントへの参加交流等、障害のある人もない人も、ともに活動できる社会参加機会の拡充が課題となっています。

施策分野

●保健・医療

手帳所持者アンケートでは、障害のある人は日頃から、食事、睡眠、定期受診、服薬等により、体調管理を図っており、医療を受ける上では、医療費の負担が大きく、通院のための移動が困難である人がみられます。

事業所等ヒアリングでは、「施設職員の保健・医療関連の知識が不足している」、「利用者の費用負担や適切な医療を受けているか心配」といった声が挙げられています。

障害のある人が安心して暮らせるよう、それぞれの健康管理の推進、その基盤となる保健・医療等の提供体制の確立、施設・事業所と保健・医療関連機関との連携が課題となります。

施策分野
●福祉サービス ●経済的支援 ●就労支援 ●ボランティア

市に求められる施策として、「福祉のまちづくり」、「障害の早期発見・早期支援と適切な対応」、「障害特性を理解した可能性を伸ばすこと」、「入所・通所できる施設の整備」、「仕事に就くための支援」等が必要とされています。また、自立した生活のためには「労働・雇用」、「日常生活支援」や親亡き後の生活の場として、グループホームや介護支援事業所の増設が望まれています。事業所では、人材不足や介護職員に求められるスキル拡大により、手一杯な状況がみられます。

今後は、市で利用できる障害福祉サービスの適正規模化やインフォーマルサービスの拡充により、サービスや支援を必要とする人が適正に利用できる総合的な整備体制が必要となります。

さらに、手帳所持者アンケートでは、全ての障害区分で「仕事をしていない」が過半数となっており、事業所等ヒアリングでは、障害者雇用の拡充が重要視されていることから、障害のある人の安定した暮らしの実現と自立に向けた就労機会の一層の充実が課題となります。

また、手帳所持者アンケートでは、充実させるべき施策として、「障害のある人となない人との交流を進め、お互いの理解を深めること」や「ボランティア活動の充実」が挙げられており、交流や社会参加、ボランティア等の活動の推進が必要となります。

施策分野
●相談体制 ●情報提供

障害のある人の相談内容については、「自分の健康・治療のこと」、「介助・介護のこと」、「経済や生活費のこと」、「親亡き後のこと」が多くなっており、障害特性や障害程度、少子高齢化、核家族化等により多様化する相談内容に対応するための総合的な相談支援体制の整備が必要です。

情報入手先については、「家族・親戚」、「市の広報紙、ホームページ」、「市役所の窓口」、「医療機関」が多く、「ケアマネジャー」、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」等も挙げられており、多様な経路や媒体を用いた情報提供が課題となります。

施策分野

●福祉のまちづくり ●移動手段 ●防災

手帳所持者アンケートでは、住環境の整備や移動面の支援が課題となっており、18歳以上の市民アンケートからも障害のある人が外出しやすい環境づくりに向けた改善が望まれています。

障害のある人が外出時に困ることとしては、「交通機関の利用しづらさ」、「会話の困難さ」、「他人の視線」等が挙げられています。現在は8割以上の方が、自宅住まいですが、施設等に入所・入院中の人もおられます。生活を変えたいと思っている人は、将来的に「一人で暮らしたい」、「結婚して配偶者と暮らしたい」、「仲間と共同生活したい」と多様な展望がみられます。

人にやさしいバリアフリーのまちづくり、安全な住環境、生活基盤の充実のみならず、障害のある人に対応した災害対策も重要であり、情報伝達手段や避難支援にも工夫が求められます。

事業所等ヒアリングからは、障害のある人のための災害時対策が不十分であるとの指摘があり、災害時の避難後の支援についての明確化と周知徹底が課題となっています。

施策分野

●療育・教育

事業所等ヒアリングでは、「療育・教育に関する選択肢の不足」、「特別支援学級の周知徹底がなされていない」、「学校における合理的配慮やスクールカウンセラーの配置・活用等が遅れている」との意見がみられます。

障害のある児童が、個々に相応しい療育・教育を受けられるよう、支援者の理解促進と資質の向上、関連機関との連携が課題となります。

＜第 2 部＞

第 3 次相生市障害者基本計画

第1章 計画の基本方針

1 基本理念

障害者基本計画では、必要な支援を受けながら、自らの選択・決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として障害のある人をとらえます。障害のある人が自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるよう支援し、「誰もが自分らしく、いきいきと、安心して暮らせる地域共生社会の実現」に向けて、相生市が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとします。

【基本理念】

**「誰もが自分らしく、いきいきと、
安心して暮らせる地域共生社会の実現」**

【基本理念の考え方】

- 「誰もが自分らしく、いきいきと」とは、障害の有無や程度に関わらず、一人ひとりが自分らしく躍動的に生きていくことができることを意味します。
- 「安心して暮らせる地域共生社会」とは、障害のある人が、地域の中で自分らしく生きていくために必要な支援を、地域全体の理解・協力のもとで受けることができ、みんなと一緒に生きていきたいと思えることを意味します。

2 基本目標

本計画では、基本理念の実現を図るため、次の5つの基本目標を掲げて取組みを進めていきます。

【基本目標1】誰もが尊重される地域社会づくり

障害のある人の権利と暮らしを守るため、差別や偏見のない地域社会づくりに向け、関係機関による権利擁護のネットワークの構築に努めます。

障害への理解を深めるため、福祉教育の充実や障害のある人との交流機会の拡大等を通じ、障害のある人にとってのあらゆる「社会的障壁」を取り除くための啓発・広報の取組みを積極的に展開します。

また、スポーツ、レクリエーション及び文化活動の充実に努め、社会参加や生きがいを促します。

■障害者差別解消法の概要

●守らなければならないこと

機 関	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国・行政機関	禁 止	法的義務
民間事業者	禁 止	努力義務

●不当な差別的取扱いの禁止の例

- ・障害を理由に窓口対応を拒否する。
- ・障害を理由にレストラン等への入店を拒否する。
- ・障害を理由に対応の順序を後回しにする。
- ・障害を理由に診療、入院等を拒否する。
- ・障害を理由にアパート等の部屋を貸さない。

●合理的配慮の提供の例

- ・スロープ等を設置して段差を解消する。
- ・筆談、手話、拡大文字等、障害特性に配慮したコミュニケーション手段を用いる。
- ・スクリーン、手話通訳者等が見えるように、近い席を確保する。
- ・車両乗降場所を施設出入口に近い場所に変更する。

【基本目標2】健やかに自分らしく暮らせる環境づくり

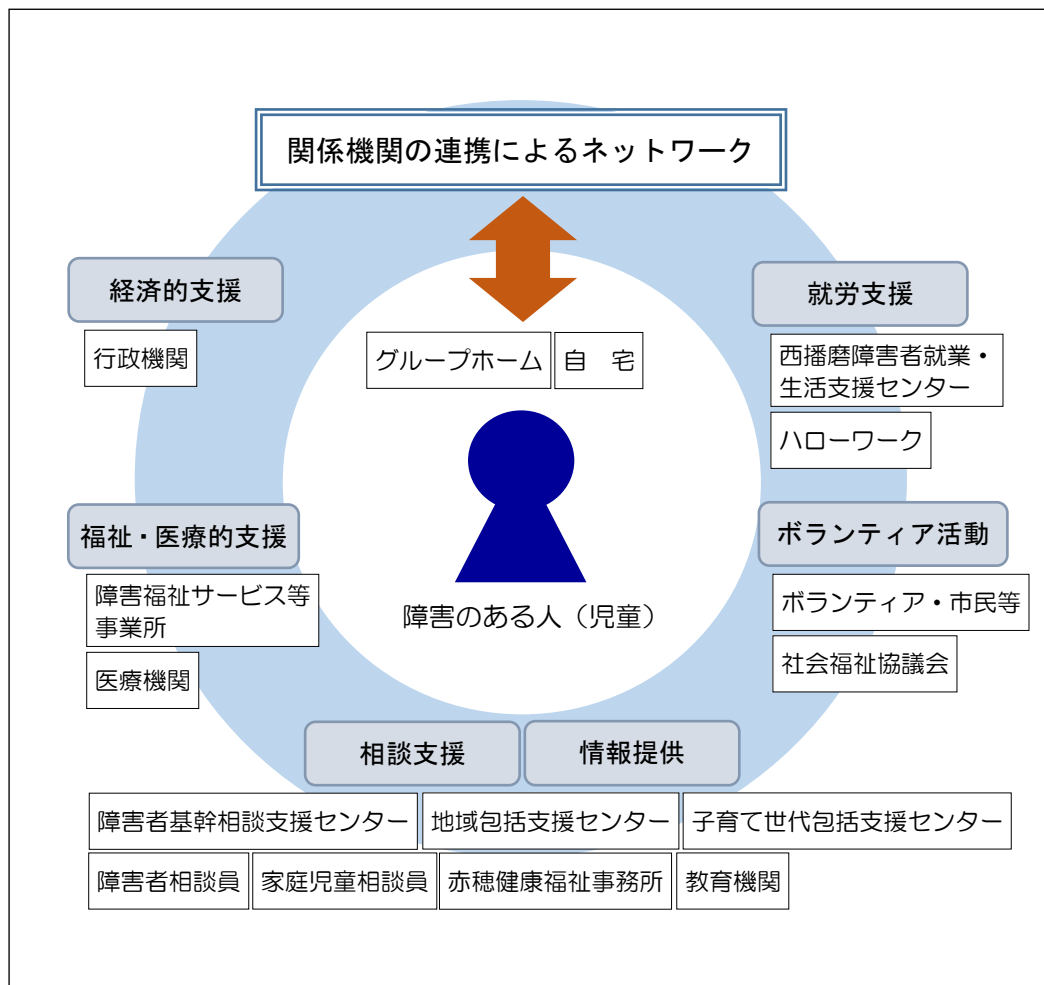
障害や疾病があっても住み慣れた地域で心豊かに、すこやかに安心して暮らすことができるよう、障害の早期発見・早期支援及び医療費の負担軽減に努めるとともに、自立生活に必要な保健・福祉・医療等のサービスが適切に供給される環境の整備を図ります。

【基本目標3】 自立した生活を送るための基盤づくり

障害の種別・程度、生活環境等による多様なニーズに対応するため、福祉サービスの充実及びボランティア活動の活性化を図ります。

また、必要な情報を提供できる体制及び専門的、総合的な相談が受けられる相談支援体制を整備し、障害のある人が自らの意思で選択できる基盤整備に努めるとともに、福祉的就労の場や一般企業の就労の場を確保し、職業を通じた社会参加、経済的自立の実現を図ります。

■支援体制イメージ図

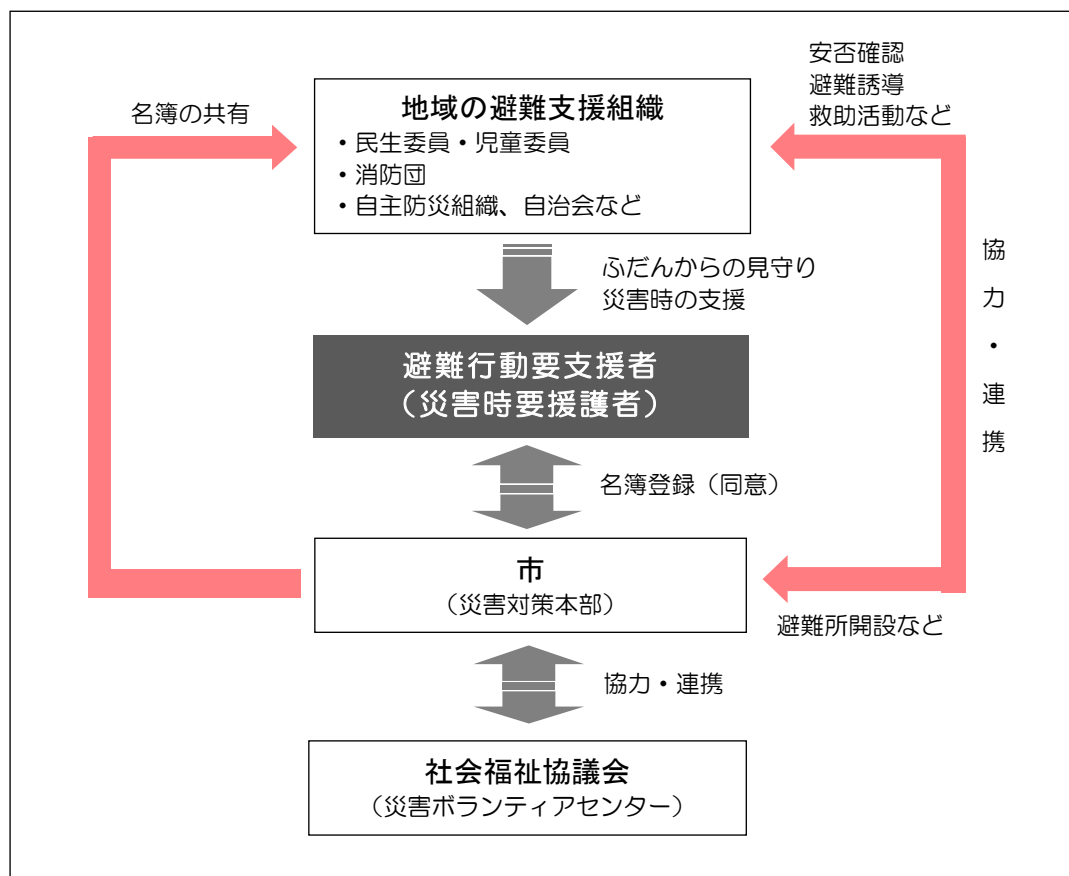


【基本目標4】安全安心に暮らせるまちづくり

障害のある人の自由な社会参加を促進するため、建物や道路等のバリアフリー化を推進するとともに、行動範囲を広げるため、移動手段に対する支援を推進します。

また、災害時の情報伝達、円滑な避難誘導、避難所での生活環境等について、一人ひとりの状況に合わせた支援を行えるよう、市、市民、関係団体が連携し、災害時における支援体制の確立を推進します。

■避難行動要支援者への支援体制イメージ図



■福祉避難所一覧（障害者施設）

施設名	主な障害	受入可能人数
障害者支援施設 みどり荘	身体	86人
児童発達支援事業所 わかば	重身児童	15人
障害者支援施設 若狭野荘	精神	62人
就労継続支援事業所 グリーン	精神	111人
障害者支援施設 野の草園	知的	28人

【基本目標5】障害のある児童への支援体制づくり

障害のある児童の個性と可能性を伸ばし、将来地域で暮らしていくことができるよう、ともに学び合い、育ち合う教育を推進するとともに、一人ひとりの特性、能力に応じた適切な療育・教育体制を整備します。

■主な療育・教育支援等

事業名	乳幼児期	就学期		
		小学校	中学校	高等学校
	0～6歳	7歳～12歳	13歳～15歳	16歳～18歳
こんにちは赤ちゃん事業	0歳			
新生児訪問指導	生後28日まで			
10か月児相談	10か月			
2歳児訪問	2歳			
乳幼児健康診査	4か月、 1歳6か月、3歳			
育児なんでも相談	0歳～18歳			
こどもの心と言葉の相談	0歳～18歳			
発達相談	0歳～18歳			
療育相談（たんぽぽ）	0歳～18歳			
理学療法（PT）	2歳～12歳			
言語聴覚（ST）	2歳～12歳			
作業療法（OT）	2歳～12歳			
親子教室	就園まで			
あすなろ園	1歳～6歳			
あすなろ教室	1歳～6歳			
あすなろクラブ		7歳～12歳		
あいあいサマークラブ		7歳～18歳		
特別支援教育（学校・学級）		7歳～18歳		

3 計画推進のために配慮する視点

基本目標の推進及び施策の展開にあたっては、次の視点に配慮します。

■ 自己決定の視点

障害のある人の自己決定を尊重する観点から、ライフステージの全ての段階において、自分自身で適切に意思決定ができるよう、様々なサービス提供や支援を行うとともに、支援のための政策、施策等の形成・決定、計画策定等の過程において、当事者を含む市民の参加を推進します。

■ 差別解消の視点

すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、社会の構成員として包み支え合うという「ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）」の理念のもと、社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度や習慣等の障壁、情報の障壁、人々の意識に関わる障壁等、あらゆる障壁（バリア）を取り除くため、障害者差別解消法に基づき、「障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」等、差別や偏見の解消に向けた取組みを推進します。

■ 障害特性等に配慮した視点

障害者施策については、性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえて策定及び実施します。特に、障害のある児童には、成人とは異なる支援の必要性があることに留意します。

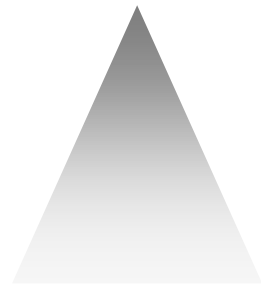
■ 共生の視点

障害のある人のニーズや特性等に応じた適切な支援を提供できるよう、事業所や関係機関、行政各分野が緊密な連携を図るとともに、市民一人ひとりが地域でお互いを尊重し、ともに支え合い、助け合う「共生」のまちづくりを展開します。

4 計画の施策体系

<基本理念>

誰もが自分らしく、いきいきと、安心して暮らせる地域共生社会の実現



- ①自己決定の視点
- ②差別解消の視点
- ③障害特性等に配慮した視点
- ④共生の視点

<基本目標及び施策の展開>

1 誰もが尊重される地域社会づくり

(1) 差別のない社会づくり

- ・ 障害を理由とする差別の解消

(2) 権利擁護の推進

- ・ 権利擁護事業及び成年後見制度の推進
- ・ 障害者虐待防止の取組み

(3) 障害に対する理解促進

- ・ 理解促進のための啓発
- ・ 福祉教育の推進

(4) 社会参加の推進

- ・ 交流機会の提供
- ・ スポーツイベント等への参加機会の拡充

2 健やかに自分らしく暮らせる環境づくり

(1) 保健・医療体制等の充実

- ・ 疾病の予防
- ・ 母子保健事業の充実
- ・ 身体機能維持対策の推進
- ・ 難病保健・福祉対策の推進

(2) 医療費等の負担軽減

- ・ 自立支援医療の給付
- ・ 重度障害者等の福祉の増進

3 自立した生活を送るための基盤づくり

(1) 福祉サービス等の充実	・ 障害福祉サービス等の充実 ・ 生活の場の確保 ・ 介護保険制度等との調整
(2) 経済的支援の充実	・ 各種手当等の支給による経済的支援
(3) 就労支援の充実	・ 雇用機会の確保と拡大 ・ 就労系サービスの充実
(4) ボランティア活動の充実	・ 市民参加の推進 ・ ボランティア活動の活性化
(5) 相談体制の充実	・ 総合的な相談体制の整備 ・ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・ 障害者相談員活動の充実
(6) 情報提供の充実	・ 情報内容及び提供方法の充実 ・ コミュニケーション手段の確保

4 安全安心に暮らせるまちづくり

(1) 福祉のまちづくりの推進	・ ユニバーサル社会づくりの推進 ・ 障害者マークの普及啓発
(2) 移動手段の整備	・ 交通手段に対する支援の充実 ・ 交通費助成の充実
(3) 災害時支援体制の整備	・ 避難体制の整備 ・ 福祉避難所の整備

5 障害のある児童への支援体制づくり

(1) 療育の充実	・ 療育事業の充実 ・ 保育体制の整備
(2) 教育の充実	・ 教員等の資質の向上 ・ 関係機関との連携強化 ・ 施設・設備の改修の推進
(3) 相談・指導の充実	・ 就学指導の充実 ・ 相談・ケア体制の充実

第2章 施策の展開

1 誰もが尊重される地域社会づくり

(1) 差別のない社会づくり

施策内容

▶ 障害を理由とする差別の解消

- 「障害者差別解消法」に基づく「合理的配慮の提供」、「不当な差別的取扱いの禁止」等について周知を図ります。

関連事業

事業名（所管）	内 容
障害者差別解消法の周知 及び適切な対応 （社会福祉課）	・ 障害のある人に対する「合理的配慮の提供」及び「不当な差別的取扱いの禁止」について適切な対応等を周知 - 市職員対象の対応要領及びマニュアルの作成 - 市職員及び事業所対象の説明会の実施 - ホームページ、広報紙による周知

(2) 権利擁護の推進

施策内容

▶ 権利擁護事業及び成年後見制度の推進

- 障害の種別・程度、支援内容、資産の状況等、個々の状況に応じて権利擁護事業や成年後見制度を活用し、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理、財産管理を行うことにより、安心して地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。
- 西播磨成年後見支援センターとの連携を図ります。

▶ 障害者虐待防止の取組み

- 「障害者虐待防止法」に基づき、市民、関係機関等に対して、虐待の禁止や虐待を発見した際の通報義務等の周知・啓発を図り、虐待の早期発見、早期対応に努めます。
- 障害のある人の虐待の防止や保護等を図るため、「障害者虐待防止センター」を開設します。

関連事業

事業名（所管）	内 容
成年後見制度の推進 （社会福祉課）	・意思表示や判断能力が不十分な知的障害のある人及び精神障害のある人の権利を擁護するため、成年後見制度の活用を図る。 ・西播磨後見支援センターと連携し、講演会等を実施
福祉サービス利用援助事業 （社会福祉協議会）	・在宅で生活されている判断能力に不安のある高齢者、知的障害及び精神障害のある人を対象に、福祉サービスの選択のサポート、日常生活に必要なお金の出入金、公共料金の支払い等の支援を実施 【平成28（2016）年度実績】 契約件数：6件 延相談件数：780件
障害者虐待の防止 （社会福祉課）	・虐待防止センターの設置 【平成28（2016）年度実績】 虐待案件：1件

(3) 障害に対する理解促進

施策内容

▶ 理解促進のための啓発

○障害に対する市民の理解促進を図るため、市の広報媒体等を利用した積極的な啓発・広報活動を行います。

▶ 福祉教育の推進

○小・中学校等における福祉教育や体験学習の充実を図るとともに、障害のある児童と障害のない児童がともに学習活動をする交流教育を推進します。

関連事業

事業名（所管）	内 容
福祉教育の推進 （社会福祉協議会）	・各小中学校、高等学校で、点字、手話、車いす、アイマスク等の福祉体験教室及び講演会を開催 【平成 28（2016）年度実績】 延実施回数：27 回 延参加児童・生徒数：955 人 ・各小中学校が行う特色ある福祉実践活動に対して1校あたり 50,000 円を、高等学校へは1校あたり 30,000 円を上限に助成 【平成 28（2016）年度実績】助成件数：13 校
善意のつどい （社会福祉課） （社会福祉協議会）	・社会の福祉を増進し、「だれもが住みよい明るい豊かな郷土づくり」を目的として「善意のつどい」を開催。講演会や市内小中学生から福祉作文を募集し、入賞者の表彰及び最優秀作品の朗読を実施 【平成 28（2016）年度実績】参加者数：313 人

(4) 社会参加の推進

施策内容

▶ 交流機会の提供
○障害のある人と障害のない人が、ともにふれあう機会を増やすため、市や各種団体の主催する行事等への参加を促進します。
○障害のある人が主役となり、交流することができる内容を検討します。
▶ スポーツイベント等への参加機会の拡充
○障害のある人が各種スポーツに参加する場を設け、障害のある人同士や障害のない人との交流を通じて、社会参加の機会の拡充を図ります。

関連事業

事業名（所管）	内 容
交流イベントの開催 （社会福祉課）	・「あいあいのつどい」の開催 【平成 28（2016）年度実績】参加者数：918 人
社会参加促進事業 （社会福祉課）	・各種講座、教室を開催 【平成 28（2016）年度実績】参加者数：延 505 人
スポーツイベントの開催 （社会福祉課）	・障害のある人の交流及び社会参加、健康増進を目的として「あいあいスポーツ大会」を開催 【平成 28（2016）年度実績】参加者数：179 人
「兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会」への参加 （社会福祉課）	・「兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会」への参加及び申請手続き等の支援 【平成 28（2016）年度実績】参加者数：22 人
当事者及び支援団体への助成 （社会福祉協議会）	・当事者団体及び福祉支援団体に対し、赤い羽根共同募金配分金により助成 【平成 28（2016）年度実績】 助成団体：2 団体
福祉活動への事業費助成 （社会福祉協議会）	・当事者団体等が実施する事業に対し、赤い羽根共同募金配分金により助成 【平成28（2016）年度実績】 助成事業：親子夏季学習

2 健やかに自分らしく暮らせる環境づくり

(1) 保健・医療体制等の充実

施策内容

▶ 疾病の予防

- 中途障害の原因疾患となる生活習慣病を予防するため、健康教育、健康相談等、各種保健事業の充実を図ります。
- 高齢者が要介護状態になることを防止するため、介護保険制度による介護予防事業の充実を図ります。
- メタボリックシンドロームの予防や生活習慣病の早期発見のため、各種健康診査及び各種がん検診の受診率向上、診査結果に基づく指導の充実を図ります。

▶ 母子保健事業の充実

- 安全な分娩を目的として、妊婦健康診査やハイリスク妊婦に対する指導の充実に努めます。
- 疾病・障害を早期に発見し、適切な治療、療育を行うため、4か月児や1歳6か月児、3歳児健康診査の受診率の向上と全対象者の健康状態の把握に努めます。
- 健康診査の結果、要精密、要医療の区分に該当する人の、その後の状況把握と助言、指導を実施します。
- 予防接種に関する啓発・広報の充実に努め、麻しん・風しん混合ワクチン（MR）による予防接種を勧奨し、感染症予防の強化を図ります。

▶ 身体機能維持対策の推進

- 身体機能の回復・維持を目的に、障害のある人を対象として機能訓練、口腔衛生事業を実施します。

▶ 難病保健・福祉対策の推進

- 医療機関等との連携を強化するとともに、医療費の助成や医療相談等の充実に努めます。

関連事業

事業名（所管）	内 容
健康相談 （子育て元気課）	・ 電話や面接により、全市民の健康相談を実施 【平成28（2016）年度実績】 健康増進事業：1,434人 母子保健事業：2,559人
健康教育 （子育て元気課）	・ 64歳以下の人を対象に、疾病の予防のため、健康教育を実施。65歳以上の人（要介護認定を受けていない者）に対しては、要介護状態になることを予防するため、運動・栄養・口腔指導及び腰痛・膝痛対策指導を実施 【平成28（2016）年度実績】 健康増進事業：375人 地域支援事業：5,202人 母子保健事業：387人
健康診査 （子育て元気課）	・ 生活習慣病や疾病の疑いのある人をスクリーニングし、生活習慣改善指導や適正な受診指導を実施 【平成28（2016）年度実績】 基本健康診査：3,136人 がん検診：8,310人 肝炎ウイルス検診：369人
乳幼児健康診査 （子育て元気課）	・ 受診率100%と全数把握を目指し、未受診者に対して受診の勧奨及び訪問による健康状態の確認等、未受診者対策を実施 【平成28（2016）年度実績】 4か月児健康診査：224人 1歳6か月児健康診査：203人 3歳児健康診査：214人
精密健康診査 （子育て元気課）	・ 基本健康診査及びがん検診、また乳幼児健康診査で精密検査が必要と判断された人に対し、受診勧奨を実施 【平成28（2016）年度実績】 基本健康診査（要医療）：834人 がん検診：延べ484人 乳幼児健康診査：延べ12人

事業名（所管）	内 容
訪問指導 （子育て元気課）	・ 個別の保健指導が必要な人及びその家族に対し、訪問による指導を実施 【平成28（2016）年度実績】 健康増進事業：14人 母子保健事業：376人 その他：41人
身体障害者リフレッシュ事業 （社会福祉課）	・ 身体障害のある人に対し、理学療法士による機能訓練及び看護師による健康チェックを実施 【平成28（2016）年度実績】参加者数：延べ161人
心身障害者（児）歯科診療事業 （社会福祉課）	・ 相生・赤穂市郡歯科医師会による心身障害児（者）の歯科診療をはじめ口腔衛生事業を広域（相生市・赤穂市・上郡町）により実施 【平成28（2016）年度実績】 受診者数：83人（身体4人、知的79人）
難病患者保健指導事業 （赤穂健康福祉事務所）	・ 面接、訪問、電話等により対応 ・ 疾病について理解を深めるとともに、患者同士の交流の場づくりのため、専門医やリハビリスタッフ等による相談会を開催 ・ 支援者の質の向上を目的とし、関係職種を対象に難病研修会を開催

(2) 医療費等の負担軽減

施策内容

▶ 自立支援医療の給付

○障害のある人が医療を受ける際、心身の障害の状態から自立支援医療費（精神通院医療・育成医療・更生医療）の支給を行います。

▶ 重度障害者の福祉の増進

○重度の障害のある人に対し、医療費の一部を助成します。

関連事業

事業名（所管）	内 容
自立支援医療 （社会福祉課）	対象となる医療費の一部を助成 【平成28（2016）年度実績】 精神通院医療：400人 更生医療：11人 育成医療：0人
重度障害者医療費助成事業 （市民課）	重度の障害がある人の医療費の一部を助成 【平成28（2016）年度実績】 受給者数：324人
高齢重度障害者医療費助成事業 （市民課）	高齢で重度の障害がある人に対し、医療費の一部を助成 【平成28（2016）年度実績】 受給者数：313人

3 自立した生活を送るための基盤づくり

(1) 福祉サービス等の充実

施策内容

▶ 障害福祉サービス等の充実

- 「就労支援」、「日中活動等支援」、「居住支援」、「施設入所支援」、「補装具」、「相談支援」等の各種サービスの提供体制の確保及び質の向上に努めます。
- 障害のある人の社会参加の促進のため、「移動支援」、「生活支援」、「コミュニケーション支援」、「通訳・介助支援」、「日常生活用具」、「権利擁護」等の「地域生活支援事業」の充実に努めます。

▶ 生活の場の整備

- 障害のある人が自立し、「親亡き後」も住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、グループホーム、入所施設の整備及び民間賃貸住宅を含めた住まいの場の確保・入居支援策を推進します。
- 障害のある人の市営住宅への入居を促進するため、建替時においてバリアフリーの設備の整備や入居資格の緩和を実施します。

▶ 介護保険制度等との調整

- 介護保険制度によるサービスと障害福祉サービスとを総合的に組み合わせ、最も効果的なサービス提供となるよう努めます。
- 地域包括支援センターと連携し、障害福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行に努めます。

関連事業

事業名（所管）	内 容
補装具の交付・修理 （社会福祉課）	補装具の購入、修理費用の9割を助成 【平成28（2016）年度実績】 交付件数：32件 修理件数：11件
日常生活用具の給付 （社会福祉課）	日常生活用具の購入費用の9割を助成 【平成28（2016）年度実績】 給付件数：510件
入所施設等受入先の確保 （社会福祉課）	相談支援事業所が施設の調査及び入所調整を実施 ※平成 29（2017）年度から「障害者基幹相談支援センター」を開設し、施設の空き状況を把握するとともに、緊急時の受入調整を実施
知的障害者宿泊訓練事業 （社会福祉課）	知的障害のある人が自立して生活するため、日常生活に必要な能力等を習得するための訓練等に助成 【平成 28（2016）年度実績】 参加者数：16 人
市営住宅建替事業 （建設管理課）	「相生市公営住宅等長寿命化計画」の改定に合わせ、今後の方針を決定
市営住宅の入居促進 （建設管理課）	【平成 28（2016）年度実績】 入居状況：22 世帯、23 人
福祉機器の貸出しサービス及び相談 （社会福祉協議会）	介護保険制度等の利用が困難な人を対象に福祉機器の貸与及び介護相談を実施 【平成28（2016）年度実績】 車いす：253件 シルバーカー：7件 ポータブルトイレ：9件 杖：2件 歩行器：1 件

(2) 経済的支援の充実

施策内容

▶ 各種手当等の支給による経済的支援

- 障害のある人の所得保障のため、各種年金や手当の支給、周知に努めます。
- 障害のある人の経済的負担を軽減するため、税の減免制度について周知を図るとともに、内容の拡充、対象者の拡大を国や県等に働きかけます。

関連事業

事業名（所管）	内 容
特別障害者手当 （社会福祉課）	・精神又は身体に著しく重度の障害を有し、常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人に対し、特別障害者手当を支給（月額：26,830円） 【平成28（2016）年度実績】受給者数：24人
障害児福祉手当 （社会福祉課）	・精神又は身体に重度の障害を有し、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の人に対し、障害児福祉手当を支給（月額：14,600円） 【平成28（2016）年度実績】受給者数：12人
重度心身障害者介護手当 （社会福祉課）	・65歳未満で身障手帳1級、2級又は重度知的障害と判定された人で、居宅で6か月以上常時臥床の状態にある人を主として常時介護している人に支給 【平成28（2016）年度実績】 ①市民税非課税世帯で過去1年間自立支援サービスを受けていない人（年額10万円）：4人 ②市民税所得割16万円未満の世帯（自立支援サービス受給の有無は問わない）（年額5万円）：25人
重症心身障害者福祉年金 （社会福祉課）	・次のいずれかに該当する人に支給 ①身障手帳1級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の人（月額2,400円） ②身障手帳2級で、かつ療育手帳B1又は精神障害者保健福祉手帳2級の人（月額2,400円） ③身障手帳2級の人（月額1,600円） 【平成28（2016）年度実績】 ①②該当者：491人 ③該当者：148人

事業名（所管）	内 容
心身障害者扶養共済制度 掛金助成 （社会福祉課）	・保護者が亡くなった場合等に、障害のある人に終身にわたって一定の金額を支給する「兵庫県扶養共済制度」の加入者に対し、掛金の一部を助成 【平成 28（2016）年度実績】 助成件数：1 件
障害基礎年金 （市民課）	・1級：年額 974,125円（平成29（2017）年4月改定） ・2 級：年額 779,300 円（平成 29（2017）年 4 月改定）
外国籍障害者等福祉給付金 （市民課）	・障害福祉年金支給制度の適用除外となる在日外国人で重度の障害がある無年金者に対し、市独自の給付金を支給 月額 81,177 円（平成 29（2017）年 4 月改定）
特別児童扶養手当 （子育て元気課）	・20 歳未満で身体若しくは精神に重度障害又は中度障害のある児童を家庭で扶養している世帯に支給 ①重度障害児 月額 51,500 円 ②中度障害児 月額 34,300 円 【平成 28（2016）年度実績】 受給者数：52 人
歳末たすけあい運動支援 助成 （社会福祉協議会）	・年末に援助や支援を必要とする人たちが、地域で安心して暮らすことができるよう支援金を助成 【平成28（2016）年度実績】 助成団体：4団体
生活福祉資金の貸付 （社会福祉協議会）	・障害者手帳所持又は障害者総合支援法によるサービスを利用している人が属する世帯で、一時的な費用の貸付を行うことにより、生活課題の解決と世帯の自立を支援 【平成 28（2016）年度実績】 相談件数：128 件
NHK放送受信料の減免 （社会福祉課）	・NHK放送受信料の減免制度の周知及び窓口の開設 【平成 28（2016）年度実績】 申請件数：56 件（全額 31 件、半額 25 件）
各種割引制度等の周知 （社会福祉課）	・障害者手帳交付時に「障害者福祉制度のてびき」により周知を図る。

(3) 就労支援の充実

施策内容

▶ 雇用機会の確保と拡大

- 市民や民間企業等の理解を深めるため、県やハローワークと連携し、啓発活動を推進します。
- 就労支援体制の整備を図るとともに、障害のある人を雇用した場合に、雇用主に対して支給される各種助成金の周知・徹底を図り、雇用の拡大に努めます。
- 市においては、今後の退職予定人数、採用すべき人数を把握し、計画的な雇用を図り、障害のある人の雇用拡大に努めます。

▶ 就労系サービスの充実

- 一般企業等への就労を希望する障害のある人に対し、就労の機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のため、就労系サービスの場の確保に努めます。
- 一般企業等への就職が困難な障害のある人に対し、福祉的就労の場の確保に努めます。

関連事業

事業名（所管）	内 容
民間企業への雇用促進 （社会福祉課）	・西播磨障害者就業・生活支援センターやハローワーク等関係機関との連携を図り、雇用の促進に努める。
行政機関への雇用促進 （総務課）	・障害のある人の雇用促進と職業安定を図るため、市職員として雇用 【平成28（2016）年度実績】 雇用者数（教育委員会除く）：9人（実人数6人） 雇用率：3.52%
就労支援体制の整備 （社会福祉課）	・NPO法人自立支援プラザ相生による就労支援を実施 【平成28（2016）年度実績】 障害者雇用者数：9人（管理業務） ・一般就労に向けた西播磨障害者就業・生活支援センターや発達障害者支援センター等の専門的支援機関、ハローワーク等の関係機関と連携
社会適応訓練事業（就労支援制度） （赤穂健康福祉事務所）	・働きたいという意欲のある精神障害のある人が、仕事をしていく上で必要な力を養うため、一定期間、理解のある事業所（協力事業所）の協力を得て、現場で訓練を実施 【平成28（2016）年度実績】 協力事業所：16事業所（相生市3事業所） 相生市内在住利用者：1人

(4) ボランティア活動の充実

施策内容

▶ 市民参加の推進

- 参加しやすく、障害のある人のニーズに沿ったボランティア講座を地域や学校等で企画・開催し、住民相互の助け合いの輪を広げます。
- ボランティア活動者の中心年齢が60歳代後半から70歳代前半の高年齢層となっているため、若い世代の参加を推進します。

▶ ボランティア活動の活性化

- 社協だよりやホームページでボランティア活動の紹介、募集等情報発信を随時行います。
- 「相生ボランティア協会」との連携を強化し、ボランティア活動が円滑に継続できる体制づくりに努めます。
- 定期的に研修会を開催し、障害に対する理解を深め、障害のある人が安心して暮らし続けることができる環境づくり・地域づくりに努めます。

関連事業

事業名（所管）	内 容
ボランティアの啓発、情報の提供 （社会福祉協議会）	・社協だより「あいおいの福祉」を定期的に発行し、ボランティア活動の紹介や募集を実施 ・リーフレット及びチラシの作成 ・社会福祉協議会ホームページへの掲載 ・社会福祉協議会掲示板の利用
ボランティア活動充実のための支援 （社会福祉協議会）	・ボランティア活動に関する相談 ・各種助成金の案内及び申請手続きについての相談 ・ボランティアセンター・録音室の提供 ・活動資材の貸出し ・ボランティア保険の取扱い
相生ボランティア協会との連携 （社会福祉協議会）	・相生ボランティア協会と連携し、事業を企画・実施 【平成 28（2016）年度実績】 代表者会議の開催（毎月） あいあいスポーツ大会への参加 あいあいのつどいへの参加 市内福祉施設が開催するイベントへの参加・協力等

事業名（所管）	内 容
ボランティア講座の開催 （社会福祉協議会）	・ボランティア講座の企画・実施 【平成 28（2016）年度実績】 朗読ボランティア初級講座参加者：3 人 点字ボランティア初級講座参加者：3 人 あいおい運転ボランティア入門講座参加者：23 人
学生ボランティアの育成 （社会福祉協議会）	・夏休み期間等において、児童・生徒を対象にしたボランティア講座の開催 【平成 28（2016）年度実績】 ジュニアボランティアスクール参加者：15 人 サマーボランティアセミナー参加者：24 人
学生によるボランティア活動の支援 （社会福祉協議会）	・市内高校生による技術ボランティア活動を支援 【平成 28（2016）年度実績】 相生産業高等学校 機械科 空飛ぶ車いす事業
ボランティアの需給調整 （社会福祉協議会）	・ボランティア協力依頼者と登録者の需給調整 【平成 28（2016）年度実績】 調整件数：878 件
実習生等の受入 （社会福祉協議会）	・看護専門学校や福祉大学からの実習生の受入れ ・相生市インターンシップ事業への協力 【平成 28（2016）年度実績】 ソーシャルワーク実習：3 人 臨地実習：40 人 介護支援専門員実務研修実習：2 人 インターンシップ：1 人

(5) 相談体制の充実

施策内容

▶ 総合的な相談体制の整備
○福祉、保健、医療、教育等、関係機関と連携し、適切な助言・指導等が行えるよう、総合的な相談窓口の充実を図ります。 ○失業や就職活動の行き詰まり等の事情で経済的な困窮状態に陥っている人（生活困窮者）を対象に、自立に関する相談支援や就労に関する支援を実施することにより、生活困窮者の「自立の促進」を図ります。 ○障害者基幹相談支援センターの周知及び機能の充実に努めます。
▶ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
○精神的な疾患のある人の心のケアについて、保健師、精神障害者相談員及び相談支援専門員が電話、面接、訪問等により対応する等、福祉サービスの情報提供や相談が受けられる体制を整備します。
▶ 障害者相談員活動の充実
○民生委員・児童委員や身体障害者相談員、知的障害者相談員及び精神障害者相談員が、障害のある人やその家族にとって身近な相談相手となるよう、研修等による相談員の資質の向上を図ります。

関連事業

事業名（所管）	内 容
身体障害者相談員 （社会福祉課）	・6人を委嘱し、相談支援を実施 【平成28（2016）年度実績】相談件数：31件
知的障害者相談 （社会福祉課）	・2人を委嘱し、相談支援を実施 【平成28（2016）年度実績】相談件数：203件
精神障害者相談員 （社会福祉課）	・4人を委嘱し、相談支援を実施（兵庫県） 【平成28（2016）年度実績】相談件数：48件
家庭児童相談室の設置 （子育て元気課）	・家庭における適正な児童療育、その他の家庭児童福祉の向上を図るための相談を実施 【平成28（2016）年度実績】 相談件数：45件（うち障害相談1件）
ふれあい福祉相談所 （社会福祉協議会）	・弁護士による法律相談及び心配事相談の実施 【平成28（2016）年度実績】 ふれあい法律相談：117件 ふれあい心配事相談：6件

事業名（所管）	内 容
こころのケア相談 （赤穂健康福祉事務所）	こころのケア相談（専門医による相談）を実施 【平成 28（2016）年度実績】6 回、10 人（相生市 2 人）
障害者相談支援 （社会福祉課）	障害のある人やその家族からの相談に対応 【平成 28（2016）年度実績】相談件数：259 件 ※平成 29（2017）年度から障害者基幹相談支援センターに移行
精神障害者相談事業 （社会福祉課） （子育て元気課） （赤穂健康福祉事務所）	- 電話、面接、訪問等により対応 - 緊急に医療が必要な場合は、警察や消防と連携を図りながら、専門医への受診につなげる。
障害者基幹相談支援センターの開設 （社会福祉課）	- 平成29（2017）年度から、総合福祉会館内に「障害者基幹相談支援センター」を開設し、障害のある人やその家族、事業所等からの相談に対応 - 障害のある人の地域移行を推進するため、「地域生活支援拠点」としての体制を整備

(6) 情報提供の充実

施策内容

▶ 情報内容及び提供方法の充実

- 障害のある人が障害の種別や程度に応じて必要なサービスを利用できるよう、行政サービスをまとめたしおりを作成し、手帳交付時に配布します。
- 視覚障害のある人、聴覚障害のある人等、情報の入手が困難な人のため、音声、要約筆記、インターネット等による情報提供の拡充を図ります。
- 障害者施策等に関する情報を障害のある人、家族等に提供できるよう、広報紙及びホームページの充実を図ります。

▶ コミュニケーションの手段の確保

- 聴覚障害のある人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。また、手話奉仕員養成講座を開講します。
- 障害のある人が投票をスムーズに行えるよう、点字投票や代理投票制度等の周知を図ります。

関連事業

事業名（所管）	内 容
障害者福祉制度のしおりの発行 （社会福祉課）	・障害者施策をまとめた「障害者福祉制度のてびき」を作成し、障害者手帳の交付を受けた人に窓口で説明
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣 （社会福祉課） （社会福祉協議会）	・通院、各種申請手続きやイベント等に手話通訳者及び要約筆記奉仕員を派遣 【平成28（2016）年度実績】 手話通訳者 依頼件数：5件 派遣人数：14人 要約筆記奉仕員 依頼件数：2件 派遣人数：7人
手話奉仕員養成講座 （社会福祉課）	・入門課程 21 講座、基礎課程 25 講座を開催し、修了者を手話奉仕員として登録 【平成 28（2016）年度実績】登録者数：11 人
点字投票、代理投票、不在者投票制度 （選挙管理委員会）	【平成 28（2016）年度実績】 点字投票：1 人 代理投票：41 人 在宅投票：9 人

事業名（所管）	内 容
点字候補者氏名掲示の設置 （選挙管理委員会）	【平成 28（2016）年度実績】 該当投票所：8ヶ所 各 10 枚
視覚障害者向け選挙公報 の発行 （選挙管理委員会）	・要望に応じてカセットテープで対応 【平成 28（2016）年度実績】 発行者数：9 人
議場での手話通訳の設置 （議会事務局）	・要望に応じ個別対応を検討
障害者向け議会報の作成 （議会事務局）	・音訳議会報（年4回発行） 【平成 28（2016）年度実績】 対象者：4 人
声の広報・点字広報の実施 （社会福祉協議会）	・朗読ボランティアグループ「ひびきの会」により、視覚 に障害がある人へ情報提供 【平成 28（2016）年度実績】 声の広報：12 人 ・点字ボランティアグループ「相生点灯会」により、視覚 に障害がある人へ情報提供 【平成 28（2016）年度実績】 点字広報：2 人

4 安全安心に暮らせるまちづくり

(1) 福祉のまちづくりの推進

施策内容

▶ ユニバーサル社会づくりの推進

- ユニバーサル社会づくり推進地区（旭A・B地区）における公共的建築物や道路等のバリアフリー化に努めます。
- 公共的施設の新築、改修の際には、「福祉のまちづくり関係法令等」に定める整備基準に基づいた整備を行います。
- 幅の広い歩道の整備や視覚障害者誘導用ブロックの敷設、段差の解消等の整備を行います。
- 民間事業者に対し、「福祉のまちづくり関係法令等」に定める整備基準や「バリアフリー新法」等の周知を図り、その趣旨への理解を求め、民間施設におけるユニバーサルデザイン化を推進します。
- 障害のある人の自宅のバリアフリー化に対して助成及び広報の充実に努めます。

▶ 障害者マークの普及啓発

- 障害のある人、高齢者、妊娠中の人等が周囲の人に支援や配慮が必要であることを伝えるための障害者マーク等の周知を推進します。

関連事業

事業名（所管）	内 容
ゆずりあい駐車場 （社会福祉課）	・兵庫県発行の「兵庫ゆずりあい駐車場」利用証を発行 【平成28（2016）年度実績】発行数：83件
障害者あんしん見守り事業 （社会福祉課）	・外出時の身元確認方法として、緊急連絡先等を確認することができる、あんしん見守りグッズを交付 【平成28（2016）年度実績】交付件数：3件
ヘルプカードの配布 （社会福祉課）	・外出時に支援や配慮が必要であることを周囲の人に伝えるため、緊急時の連絡先や支援方法等を記載できる「ヘルプカード」を配布
住宅改造費助成 （社会福祉課）	・在宅の重度の身体障害がある人が段差解消等の住環境の改善を行う場合、改修経費の一部を助成 【平成28（2016）年度実績】助成件数：3件（60万円）

(2) 移動手段の整備

施策内容

▶ 交通手段に対する支援の充実

- 身体障害のある人が自ら運転する自動車の改造費用やリフト付き車両の購入、運転免許取得にかかる費用の一部を助成します。
- 福祉車両を活用し、公共交通機関の利用が困難な人の外出を支援します。

▶ 交通費助成の充実

- 障害のある人の移動手段を確保するとともに、社会参加の促進を図ることを目的とし、福祉タクシー助成事業を実施します。
- 障害のある人の移動にかかる経済的負担を軽減するため、バスやタクシー、JR等の運賃割引制度や有料道路の割引等の周知を図ります。

関連事業

事業名（所管）	内 容
障害者社会参加促進助成事業 （社会福祉課）	・自動車改造及び免許取得費の助成（1人10万円以内） 【平成28（2016）年度実績】 運転免許取得：1件
身体障害者福祉金事業 （社会福祉課）	・リフト付き車両を新規購入又は既所有の車両にリフト装置を装着する経費を助成（1人10万円以内） 【平成28（2016）年度実績】支給件数：1件
福祉車両による送迎 （社会福祉協議会）	・運転ボランティアにより送迎等を実施 【平成28（2016）年度実績】 登録利用者数：20人程度 利用実績：534件
福祉タクシー事業 （社会福祉課）	・タクシーの基本料金の9割相当を助成。1人年間最大36枚を限度にチケットを交付 【平成28（2016）年度実績】 申請者数：97人 利用枚数：1,692枚
有料道路通行料金の減免 （社会福祉課）	・身体障害者手帳及び療育手帳所持者を対象に、有料道路通行料金の減免制度について周知及び窓口の開設 【平成28（2016）年度実績】申請件数：181件

(3) 災害時支援体制の整備

施策内容

▶ 避難体制の整備

- 避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集・管理・共有するため、避難行動要支援者名簿を作成します。
- 災害時に避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、避難準備情報等の情報伝達手段を整備するとともに、避難支援計画個人票の整備を進め、地域との連携による避難支援体制の確立を図ります。

▶ 福祉避難所の整備

- 災害時に必要な生活支援ができる体制を整備した社会福祉施設を「福祉避難所」として指定し、通常の避難所での生活が困難な避難行動要支援者の受け入れ等が行える体制を整えます。

関連事業

事業名（所管）	内 容
避難訓練等の実施 （危機管理課）	・ 南海トラフ地震を想定した津波避難所を実施 【平成 28（2016）年度実績】参加者数：450 人
避難施設のバリアフリー化 （危機管理課）	・ 高齢者や障害のある人も利用できるよう、災害時に避難所となる教育施設等を中心に、障害者用トイレを整備
防災・防犯体制の整備 （社会福祉課）	・ 防災に必要な火災警報器や自動消火器・屋内信号装置等の日常生活用具の給付及び緊急通報システムの周知
福祉避難所の指定 （社会福祉課）	・ 大規模災害発生時において、特別な配慮が必要な高齢者や障害のある人を対象とした福祉避難所を指定 【平成 28（2016）年度実績】 指定事業所：6 法人 13 施設（収容人員 691 人）

5 障害のある児童への支援体制づくり

(1) 療育の充実

施策内容

▶ 療育事業の充実

- 機能訓練等事業内容の充実、関係職員の研修等を行い、療育事業の充実を図ります。
- 幼児期から学童期、青年期、成人期へと続くライフステージに応じて一貫した療育・教育を提供します。

▶ 保育体制の整備

- 障害のある児童の心身の発達を促すため、保育士の加配や心身障害児支援補助員を配置し、保育所等での円滑な受け入れを推進します。

関連事業

事業名（所管）	内 容
療育事業 【社会福祉課】	【平成28（2016）年度実績】 あすなろ教室（保育）延利用者：173人 あすなろクラブ：延利用者：294人 理学療法士訓練：48人 言語聴覚士訓練：181人 作業療法士訓練：53人

(2) 教育の充実

施策内容

▶ 教員等の資質の向上

- 特別支援コーディネーター及び特別支援教育担当教員の専門知識や技術を高め、指導力及び資質の向上を図るため、研修の充実を図ります。
- 発達障害を含めた多様な障害に対する理解を深めるため、管理職・全教員等への研修会を実施することにより、特別支援教育の改善・向上に努めます。

▶ 関係機関との連携強化

- 障害に対する理解と認識を深めるとともに、障害のある児童の豊かな人間形成を促進するため、計画的、継続的に交流教育、福祉教育を推進します。
- 特別支援教育アドバイザー（学校教育課）、特別支援教育支援員（小学校）及び心身障害児介助員（小学校・中学校）を配置するとともに、各学校の特別支援教育コーディネーターを中心とした、教育委員会・福祉・医療等の関係機関との連携強化により、特別支援教育の充実に努めます。
- 義務教育終了後の障害のある児童の進路については、高等部への進学や就労等、多様な進路について、関係機関との連携を図りながら進路の開拓を図ります。
- 就学前から卒業まで一貫した教育を受けることができるよう、特別支援学校等との連携の強化に努めます。

▶ 施設・設備の改修の推進

- 必要に応じて、障害のある児童の状況に合わせた施設・設備の改修を行います。

関連事業

事業名（所管）	内 容
特別支援学級の充実 （学校教育課）	【平成 28（2016）年度実績】 在籍児童：小学校 7 学級、中学校 3 学級、計 24 人
特別支援教育研修 （学校教育課）	・ 県教育委員会等が主催する研修会に担当者が参加
内地留学研修 （学校教育課）	・ 小学校教諭が内地留学研修に参加 【平成 28（2016）年度実績】 参加者数：1 人
個別的な指導計画・指導 内容の充実・改善 （学校教育課）	・ 個別の指導計画・支援計画に関するマニュアルの見直し 及び市担当者会での学習会の実施
特別支援教育施設の整備 （学校教育課） （教育管理課）	・ 障害の程度を考慮し、必要に応じた施設・設備の改修 【平成 28（2016）年度実績】 若狭野小学校：階段手すり設置
教育機器の整備・充実 （学校教育課）	・ 特別支援学級の数に応じた予算を各学校へ配分
障害のある児童の理解の 推進 （学校教育課）	・ 学校行事や縦割活動において、特別支援学級の児童・生徒と通常学級の児童・生徒との交流学习を実施
交流教育推進事業 （学校教育課）	・ 市内特別支援学級において、西はりま特別支援学校、赤穂特別支援学校との交流学习を実施
卒業後の進路開拓・進路 相談の実施 （学校教育課）	【平成28（2016）年度実績】 市内中学校特別支援学級卒業生：2人 赤穂特別支援学校へ進学：1人 県立赤穂高校（定時制）へ進学：1人
養護学校へ通学する児童 の送迎 （社会福祉協議会）	・ 社会福祉協議会の福祉車両を使用し、あいおい運転ボランティアグループの協力により、姫路市立書写養護学校に通学する児童を送迎 【平成 28（2016）年度実績】 実施日：毎週火曜日・木曜日 実施回数：33 回 延利用者数：33 人

(3) 相談・指導の充実

施策内容

▶ 就学指導の充実

○障害のある児童やその保護者の意見を十分に聴くため、就学指導委員会等を開催し、適切な実態把握に努めます。

▶ 相談・ケア体制の充実

○心に不安のある児童が気軽に相談できるよう、スクールカウンセラーによる教育相談等の相談窓口の充実を図ります。

○障害のある児童、保護者等からの相談に対し、保健、保育、福祉が連携し、助言や情報提供等の支援を行います。

関連事業

事業名（所管）	内 容
就学指導委員会の開催 （学校教育課）	【平成 28（2016）年度実績】 年 2 回（8 月・11 月）実施
就学指導の充実 （学校教育課）	【平成 28（2016）年度実績】 赤穂特別支援学校：1 人 市内特別支援学級：16 人 通常学級：8 人
教育相談の充実 （学校教育課）	・一人ひとりの多様なニーズに応じ、関係課及び関係機関と連携を図りながら教育相談を実施
保育所等における発達障害巡回相談 （子育て元気課）	・臨床心理士及び保健師等が全保育所、幼稚園に訪問し、発達障害児（疑）の早期発見・早期支援を実施 【平成 28（2016）年度実績】 実施回数：24 回 対象児童：118 人
療育相談 （社会福祉課） （子育て元気課）	【平成28（2016）年度実績】 発達相談：16人 子どもの心と言葉の相談：34 人
子育て世代包括支援センター （子育て元気課）	・妊娠から出産、子育て期までの相談支援拠点として、保健師による母子相談等を実施

< 第 3 部 >

第 5 期相生市障害福祉計画
及び第 1 期相生市障害児福祉計画

第1章 第5期相生市障害福祉計画

1 成果目標及び取組目標の実現について

(1) 成果目標及び取組目標

本計画では、障害のある人の地域生活への移行や就労支援に関する目標について、国・県が定める基本指針に基づき、2020年度を最終目標年度として設定します。

ア 福祉施設入所利用者の地域生活への移行の促進

国の5期指針

・施設入所者の地域移行	平成28（2016）年度末時点の施設入所者の9%以上を地域生活へ移行
・施設入所者数の削減	平成28（2016）年度末時点の施設入所者の2%以上を削減

目 標

項 目	数値	備 考
平成28（2016）年度末時点の入所者数（A）	54人	平成28（2016）年度末時点の入所者
【目標】地域生活移行者数	5人	$(A) \times 9\%$
【目標】入所者削減数（B）	1人	$(A) \times 2\%$
目標年度（2020年度）入所者数	53人	$(A) - (B)$

イ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の5期指針

- ・市町村ごとに協議会やその専門部会等、保健・医療・福祉関係者による協議の場を2020年度末までに、各市町又は各圏域に少なくとも1箇所を整備

目 標

項 目	数値	備 考
整備箇所数	1 箇所	2020 年度末までに、市において 1 箇所整備

ウ 地域生活支援拠点等の整備

国の5期指針

- ・地域生活支援拠点等を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所を整備

目 標

項 目	数値	備 考
整備箇所数	1 箇所	2020 年度末までに、市において 1 箇所整備

エ 福祉施設から一般就労への移行の促進

国の5期指針

・福祉施設から一般就労への移行	平成 28（2016）年度実績の 1.5 倍以上
・就労移行支援利用者数の増加	平成 28（2016）年度最終月の実績から 2 割以上増加
・就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加	利用者の就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上に
・就労定着支援による職場定着率の増加	就労定着支援事業利用者の支援開始 1 年後の職場定着率を 80%

目 標

(ア) 福祉施設から一般就労への移行

項 目	数値	備 考
平成 28 (2016) 年度一般就労実績 (A)	3 人	
【目標】2020 年度一般就労者数	5 人	(A) の 1.5 倍以上増加

(イ) 就労移行支援利用者数の増加

項 目	数値	備 考
平成 28 (2016) 年度最終月の利用者数 (A)	10 人	
【目標】2020 年度最終月の利用者数	12 人	(A) の 2 割以上増加

(ウ) 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加

項 目	事業所数	うち就労移行率 3 割以上	備 考
市内就労移行支援事業所数 (A)	0 箇所	0 箇所	該当事業 所なし
就労移行率 3 割以上の事業所数 (B)	0 箇所	0 箇所	
【目標】就労移行率の高い事業所の割合 (B/A)	0%	0%	

(エ) 就労定着支援による職場定着率の増加

項 目	数値	備 考
就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率	80%	

オ 市から福祉施設等への優先発注 (取組目標)

項 目	平成 29 (2017) 年度見込	数値	備 考
発注件数	5 件	5 件	平成 29 (2017) 年度見込額以 上を維持
発注金額	3, 000 千円	3, 000 千円	

2 障害福祉サービスの実績及び見込量

■ 障害福祉サービスにおける見込量確保のための方策

- ・必要なサービスを地域で利用できるよう、受け皿となるサービス提供事業所の参入を働きかけ、サービス提供基盤の確保に努めます。
- ・サービス利用について、障害のある人、家族等への情報提供に努め、利用の促進を図ります。
- ・介護者の高齢化による介護力の低下に備えるとともに、親亡き後も引き続き住み慣れた地域で安心して生活できるよう、グループホームや施設の状況を把握し、必要な人に適切にサービスが提供できるよう支援します。

(1) 障害福祉サービス

ア 訪問系サービス

内 容

サービス名	内 容	市内事業所数	
		H29(2017)年 12月現在	新設・ 増設予定
居宅介護	障害のある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や洗濯・掃除等の家事援助を行います。	5	0
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常時介助を要する人の家庭に対し、ヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか外出時における移動中の介護を行います。	5	0
同行援護	視覚に重度の障害がある人に対し、外出時にヘルパーが同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。	2	0
行動援護	知的障害又は精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。	0	0
重度障害者等 包括支援	障害支援区分6（児童については区分3相当）で意思の疎通に著しい困難を伴う人に対し、居宅介護等の複数サービスを包括的にを行います。	0	0

実績

サービス種別	平成27(2015)年度		平成28(2016)年度		平成29(2017)年度	
	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月
居宅介護	770	30	900	34	936	36
重度訪問介護	12	1	13	1	20	1
同行援護	65	3	88	4	80	4
行動援護	0	0	0	0	10	1
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0



見込み

サービス種別	平成30(2018)年度		2019年度		2020年度	
	時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月
居宅介護	936	36	962	37	988	38
重度訪問介護	40	2	40	2	40	2
同行援護	80	4	100	5	100	5
行動援護	10	1	10	1	10	1
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

見込量算出の考え方

- ・平成29(2017)年度実績(見込)は、平成29(2017)年3月から8月までの利用実績により算出しています(以下同じ)。
- ・平成30(2018)年度以降は、平成27(2015)年度から平成29(2017)年度の実績を基に、各年度の伸び率等から今後利用が見込まれる量等を推計して算出しています。

イ 日中活動系サービス

内 容

サービス名	内 容	市内事業所数	
		H29(2017)年 12月現在	新設・ 増設予定
短期入所	居宅で介護する人が病気等の場合に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	3	0
生活介護	常時介護が必要とする人に対し、日中に入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	4	増設 1 (10)
自立訓練 (機能訓練)	身体機能の維持・向上等の支援が必要な身体障害のある人を対象に、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。	0	0
自立訓練 (生活訓練)	生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障害・精神障害のある人を対象に、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	0	0
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害のある人を対象に、一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	0	0
就労継続支援A型	雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	2	0
就労継続支援B型	就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。	4	0
就労定着支援 【新規】	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害のある人を対象に、相談支援や企業、関係機関等との連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。	0	0
療養介護	長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人等を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。	0	0

※新設・増設の内、() 内は増加定員数

実績

サービス種別		平成27(2015)年度		平成28(2016)年度		平成29(2017)年度	
		人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月
短期入所		118	12	169	14	154	14
生活介護		1,749	93	1,729	90	1,700	90
自立訓練（機能訓練）		0	0	30	2	40	2
自立訓練（生活訓練）		0	0	0	0	10	1
就労移行支援		74	5	106	7	150	8
就労継続支援A型		499	24	597	30	640	32
就労継続支援B型		1,045	63	1,023	63	1,033	63
療養介護	人/月	1		1		1	



見込み

サービス種別		平成30(2018)年度		2019年度		2020年度	
		人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月
短期入所		160	14	170	15	180	16
生活介護		1,800	93	1,800	93	1,800	93
自立訓練（機能訓練）		10	1	10	1	10	1
自立訓練（生活訓練）		10	1	10	1	10	1
就労移行支援		150	8	150	8	150	8
就労継続支援A型		640	32	640	32	660	33
就労継続支援B型		1,033	63	1,033	63	1,033	63
就労定着支援	人/月	0		2		3	
療養介護	人/月	1		1		1	

見込量算出の考え方

- ・平成27(2015)年度から平成29(2017)年度の実績を基に、各年度の伸び率及び事業所の増設予定の状況等から、今後利用が見込まれる量を推計して算出しています。

ウ 居住系サービス

内 容

サービス名	内 容	市内事業所数	
		H29(2017)年 12月現在	新設・ 増設予定
自立生活援助 【新規】	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する障害のある人を対象に、理解力や生活力を補う観点から、定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助や介護を行います。	2	新設 1 (10)
施設入所支援	単身での生活が困難な人、地域の社会資源等の状況により通所することが困難な人に対し、主に夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。	2	0

※新設・増設の内、() 内は増加定員数

実績及び見込み

サービス種別		実 績			見込み		
		H27(2015) 年 度	H28(2016) 年 度	H29(2017) 年 度	H30(2018) 年 度	2019年度	2020年度
自立生活援助	人/月	-	-	-	0	1	2
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	17	18	20	20	20	30
施設入所支援	人/月	54	54	53	53	53	53

見込量算出の考え方

- ・平成 27 (2015) 年度から平成 29 (2017) 年度の実績を基に、各年度の伸び率及び事業所の新設予定の状況等から、今後利用が見込まれる量を推計して算出しています。

エ 相談支援

内 容

サービス名	内 容	市内事業所数	
		H29(2017)年 12月現在	新設・ 増設予定
計画相談支援	介護給付費等の支給決定時において、サービス等利用計画を作成するとともに、サービス提供事業者との連絡調整等を行います。また、支給決定後において、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、計画の見直しや関係機関との連絡調整等を行います。	1	0
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保、地域生活へ移行するための活動に関する相談等の支援を行います。	1	0
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障害のある人等に対し、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。	1	0

実績及び見込み

サービス種別		実 績			見込み		
		H27(2015) 年 度	H28(2016) 年 度	H29(2017) 年 度	H30(2018) 年 度	2019年度	2020年度
計画相談支援	人/月	35	44	50	50	55	60
地域移行支援	人/月	0	1	1	1	2	2
地域定着支援	人/月	1	1	1	1	2	2

見込量算出の考え方

- ・平成 27（2015）年度から平成 29（2017）年度の実績を基に、各年度の伸び率及び 18 歳に到達する人や精神科病院から地域移行する人の状況等から、今後利用が見込まれる量を推計して算出しています。

3 地域生活支援事業の実績及び見込み

地域生活支援事業は、障害のある人が基本的人権を有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により、事業を実施することとしています。それにより、障害のある人等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

■ 地域生活支援事業における見込み確保のための方策

- ・ 障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により事業を計画的に実施します。
- ・ 必須事業において、単独での実施が困難な場合は、関係機関、近隣市町等と連携、協議を行い、委託、広域等での実施を含め検討していきます。

(1) 必須事業

ア 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対し、障害のある人への理解を深めるための研修やイベントの開催、啓発活動等を行います。

実績及び見込み

サービス種別		実 績			見 込 み		
		H27(2015) 年 度	H28(2016) 年 度	H29(2017) 年 度	H30(2018) 年 度	2019年度	2020年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

イ 自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対して支援を行います。

実績及び見込み

サービス種別		実 績			見込み		
		H27(2015) 年 度	H28(2016) 年 度	H29(2017) 年 度	H30(2018) 年 度	2019年度	2020年度
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

ウ 相談支援事業

内 容

サービス名	内 容
障害者相談支援事業	障害のある人の就労、生活支援等の問題について相談に応じるとともに、必要な情報の提供、助言等の支援を行います。
基幹相談支援センター	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門性を有する職員を配置し、相談支援事業者等に対する指導・助言等を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	居宅で一人暮らしをしている障害のある人等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。
住宅入居等支援事業	一般住宅への入居が困難な障害のある人等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援します。

実績及び見込み

サービス種別		実 績			見込み		
		H27(2015) 年 度	H28(2016) 年 度	H29(2017) 年 度	H30(2018) 年 度	2019年度	2020年度
障害者相談支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター	設置の有無	未設置	未設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

エ 成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業

知的障害のある人や精神障害のある人で、福祉サービスを利用しようとする際にその手続き等が困難な場合、障害の状態や親族の状況等により、成年後見制度の利用を支援します。

また、成年後見制度法人後見支援事業については、西播磨成年後見支援センターと調整を図り、研修、講演会等の事業の実施を検討します。

実績及び見込み

サービス種別		実 績			見込み		
		H27(2015) 年 度	H28(2016) 年 度	H29(2017) 年 度	H30(2018) 年 度	2019年度	2020年度
成年後見制度 利用支援事業	人/年	1	1	1	1	1	1
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

見込量算出の考え方

- ・2015（平成27）年度から2017（平成29）年度の実績を基準に算出しています。

オ 意思疎通支援事業

聴覚、音声、言語機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある人等が、社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣等を行うとともに、手話通訳者の窓口設置について検討します。

実績及び見込み

サービス種別		実 績			見込み		
		H27(2015) 年 度	H28(2016) 年 度	H29(2017) 年 度	H30(2018) 年 度	2019年度	2020年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	件/年	10	7	7	7	8	9
手話通訳者設置事業	設置数	0	0	0	0	0	0

見込量算出の考え方

- ・平成27（2015）年度から平成29（2017）年度の実績を基準に算出しています。

カ 日常生活用具給付等事業

重度障害のある人及び難病患者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

実績及び見込み

サービス種別		実 績			見込み		
		H27(2015) 年 度	H28(2016) 年 度	H29(2017) 年 度	H30(2018) 年 度	2019年度	2020年度
介護・訓練支援用具	件/年	0	6	1	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	3	3	7	3	3	3
在宅療養等支援用具	件/年	8	7	5	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	2	5	5	5	5	5
排泄管理支援用具	件/年	462	486	452	460	465	470
居宅生活動作補助用具	件/年	0	3	1	1	1	1
合 計	件/年	475	510	471	475	480	485

見込量算出の考え方

- ・平成27(2015)年度から平成29(2017)年度の実績を基準に算出しています。

キ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人との交流活動の促進のため、手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

実績及び見込み

サービス種別		実 績			見込み		
		H27(2015) 年 度	H28(2016) 年 度	H29(2017) 年 度	H30(2018) 年 度	2019年度	2020年度
手話奉仕員養成研修事業	登録者数	11	0	0	10	0	10

見込量算出の考え方

- ・平成27(2015)年度の修了者数及び平成29(2017)年度の受講者数を基に算出し、手話奉仕員養成講座（入門課程・基礎課程）の修了者数を計上しています。

ク 移動支援事業

屋外での移動が困難な全身性障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人及び障害のある児童について、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

実績及び見込み

サービス種別		実 績			見 込 み		
		H27(2015) 年 度	H28(2016) 年 度	H29(2017) 年 度	H30(2018) 年 度	2019年度	2020年度
移動支援事業	人/年	37	32	34	34	35	36
	時間/年	2,258	1,889	2,040	2,040	2,100	2,160

見込量算出の考え方

- ・平成27(2015)年度から平成29(2017)年度の実績を基準に算出しています。

ケ 地域活動支援センター事業

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行い、障害のある人の日中活動の支援を行います。

実績及び見込み

サービス種別			実 績			見 込 み		
			H27(2015) 年 度	H28(2016) 年 度	H29(2017) 年 度	H30(2018) 年 度	2019年度	2020年度
地域活動支援センター事業	市 内	箇所	0	0	0	0	0	0
		人/年	0	0	0	0	0	0
	他市町	箇所	1	1	1	1	1	1
		人/年	7	5	6	6	6	7

見込量算出の考え方

- ・平成27(2015)年度から平成29(2017)年度の実績を基準に算出しています。

(2) 任意事業

ア 生活支援事業

日常生活上必要な訓練・指導等、生活の質的向上を図り社会復帰を促進します。

実績及び見込み

サービス種別		実 績			見込み		
		H27(2015) 年 度	H28(2016) 年 度	H29(2017) 年 度	H30(2018) 年 度	2019年度	2020年度
生活支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

イ 日中一時支援事業

日中、障害のある人等に活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。

実績及び見込み

サービス種別		実 績			見込み		
		H27(2015) 年 度	H28(2016) 年 度	H29(2017) 年 度	H30(2018) 年 度	2019年度	2020年度
日中一時支援事業	人/月	13	12	10	12	12	12

見込量算出の考え方

- ・平成27(2015)年度から平成29(2017)年度の実績を基準に算出しています。

ウ 社会参加促進事業

障害のある人等に創作活動やスポーツ等の活動の場を提供することで自立を図るとともに、生きがいを感じる活動が行えるよう社会参加を促進します。

実績及び見込み

サービス種別		実 績			見込み		
		H27(2015) 年 度	H28(2016) 年 度	H29(2017) 年 度	H30(2018) 年 度	2019年度	2020年度
スポーツ、レクリエーション教室開催等事業	人/年	190	179	200	200	200	200
芸術・文化講座開催等事業	人/年	710	505	500	500	500	500
点字・声の広報等発行事業	人/年	23	21	17	20	22	24

見込量算出の考え方

- ・平成27(2015)年度から平成29(2017)年度の実績を基準に算出しています。

第2章 第1期相生市障害児福祉計画

1 成果目標の実現について

(1) 成果目標

本計画では、障害のある児童のサービス提供体制や相談支援体制に関する目標について、国・県が定める基本指針に基づき、2020年度を最終目標年度として設定します。

ア 児童発達支援センターの整備

国の5期指針

- ・2020年度末までに、各市町村又は各圏域に1箇所以上設置

目 標

項 目	数値	備 考
整備箇所数	1箇所	2020年度末までに、圏域において1箇所整備

イ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の5期指針

- ・2020年度末までに、各市町村において利用できる体制を構築

目 標

項 目	数値	備 考
体制の構築	1箇所	2020年度末までに、市において利用できる体制を構築

ウ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備

国の5期指針

- ・2020年度末までに、各市町村又は各圏域に1箇所以上設置

目 標

項 目	数値	備 考
整備箇所数	1箇所	2020年度末までに、圏域において1箇所整備

エ 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの整備

国の5期指針

- ・2020年度末までに、各市町村又は各圏域に1箇所以上設置

目 標

項 目	数値	備 考
整備箇所数	1箇所	2020年度末までに、圏域において1箇所整備

オ 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の整備

国の5期指針

- ・2020年度末までに、各市町村又は各圏域に1箇所以上設置

目 標

項 目	数値	備 考
整備箇所数	1箇所	2020年度末までに、市において1箇所整備

カ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

国の5期指針

- ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進

目 標

項 目	数値	備 考
コーディネーターの配置	1 人	2020 年度末までに、市において1 人を配置

キ 教育と福祉の協議の場の設置

県の5期指針

- ・平成30（2018）年度末までに、各市町において1 箇所整備

目 標

項 目	数値	備 考
整備箇所数	1 箇所	平成30（2018）年度末までに、市において1 箇所整備

ク 障害児の相談窓口の設置

県の5期指針

- ・2020 年度末までに、各市町において1 箇所整備

目 標

項 目	数値	備 考
整備箇所数	1 箇所	2020 年度末までに、市において1 箇所整備

2 障害児通所支援等の実績及び見込量

■ 障害児通所支援等における見込量確保のための方策

- ・必要なサービスを地域で利用できるよう、受け皿となるサービス提供事業所の参入を働きかけ、サービス提供基盤の確保に努めます。
- ・市内での対応が困難な場合には、市外のサービス提供事業所と調整を図り、サービス提供に努めます。

(1) 障害児通所支援等

内 容

サービス名	内 容	市内事業所数	
		H29(2017)年 12月現在	新設・ 増設予定
児童発達支援 (医療型含む)	発達に支援の必要な就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。 医療型については、児童発達支援に加え、上肢、下肢又は体幹機能障害のある児童に対し医療を行います。	1	0
放課後等 デイサービス	発達に支援の必要な就学している児童を対象に、学校終了後又は休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。	1	新設 1 (10)
保育所等訪問支援	保育所等、集団生活を営む施設に通う児童を対象に、保育所等の施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための支援等を行います。	0	0
居宅訪問型 児童発達支援 【新規】	重度の障害があり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な児童を対象に、支援員が居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行います。	0	0
障害児相談支援	障害児支援サービス等を利用しようとする児童を対象に、障害児支援利用計画の作成、見直し等を行い、適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによる支援を行います。	1	0

※新設・増設の内、()内は増加定員数

実績

サービス種別		平成27(2015)年度		平成28(2016)年度		平成29(2017)年度	
		人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月
児童発達支援		53	14	57	14	56	14
放課後等デイサービス		76	17	67	13	70	14
保育所等訪問支援		1	1	1	1	1	1
障害児相談支援	人/月	9		7		10	

**見込み**

サービス種別		平成30(2018)年度		2019年度		2020年度	
		人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月
児童発達支援		80	20	80	20	80	20
放課後等デイサービス		200	20	300	30	300	30
保育所等訪問支援		1	1	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	10		15		15	

見込量算出の考え方

- ・平成27(2015)年度から平成29(2017)年度の実績を基に、各年度の伸び率及び事業所の新設、増設予定の状況等から、今後利用が見込まれる量を推計して算出しています。